

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（泊3号炉）
（435）

2. 日時：令和5年1月13日 13時30分～16時40分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本上席安全審査官、片桐主任安全審査官、秋本安全審査官※、

大塚安全審査官、小野安全審査官、上田審査チーム員、長江技術参与

原子力規制企画課 火災対策室

齋藤火災対策室長、星野室長補佐、西野室長補佐、高橋係長、

北嶋検査官

北海道電力株式会社：

原子力事業統括部 部長（審査・運営管理担当）、他6名

原子力事業統括部 原子力安全推進グループ（担当課長）※、他6名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応について」（令和4年3月9日 第70回原子力規制委員会配付資料）に基づき、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

（1）泊発電所3号炉 設置許可基準規則への適合状況について 第八条 第四十一条

（2）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第8条 津波による損傷の防止（DB08 r. 4. 2）

（3）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第8条 津波による損傷の防止（DB08-9 r. 4. 2）

（4）泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（第8条 火災による損傷の防止）

（5）泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第8条 火災による損傷の防止

- (6) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 1. 2 火災による損傷の防止【41条】(SA41 r. 4. 2)
- (7) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 1. 2 火災による損傷の防止【41条】(SA41-9 r. 4. 2)
- (8) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト(第41条 火災による損傷の防止)
- (9) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第41条 火災による損傷の防止
- (10) ヒアリングにおけるコメント回答資料(No.2、No.3、No.4、No.5)
- (11) ヒアリングにおけるコメント回答資料(No.28)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	はい、規制庁大塚です。それでは北海道電力泊発電所3号炉の設置変更許可申請の、
0:00:09	8条及び41条のヒアリングを開始します。
0:00:13	それではまず事業者の方から説明をお願いします。
0:00:17	北海道電力の金田でございます。本日はよろしくお願いいたします。まず、私たちの方から、先日いただきましたコメントを中心に、十分程度で説明させていただいた後、
0:00:27	整理を配りしております。パワーポイントの資料について、5分程度で説明させていただきたいと思います。それではよろしくお願いします。
0:00:39	北海道電力の平田です。
0:00:41	私の方からは前回いただいたコメントに対する回答ということで
0:00:48	主要なところをご説明させていただきます。
0:00:51	資料とつきましては、八条、資料2-3。
0:00:56	になります。41条につきましては資料3-3にまとめておりまして、またヒアリングコメント以外に記載の修正化を図りました事項につきましては、八条は資料の2-4、
0:01:10	41条につきましては資料3-4にまとめております。
0:01:16	その中でも主に火災感知器の設置に関する項目及び設備や運用を変更することといたしました項目についてつきまして、十分程度で説明させていただきたいと思っております。
0:01:28	まずは八条についてになります。資料2-3のコメント回答リストのナンバー左側に、2列目に記載されてございます。
0:01:39	ナンバー234号、あと
0:01:43	コメントリストの一番最後に49になりますこちらが、火災感知器の設置に関するコメント回答になってございます。
0:01:52	こちらはいただいたコメントを踏まえまして、火災感知器を設置しないとしている考え方、及び現場の詳細状況を写真や図面にてお示ししております、
0:02:03	火災感知器の設置が困難な場所であり、火災原因や可燃物の設置もなく、市場管理とされており人が立ち入ることが不可能であるため、
0:02:13	火災が発生する恐れはないということで火災感知器を設置しないとしていることを整理してございます。
0:02:20	詳細につきましては、資料の4-1になります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:31	資料 4-1 の下ページ番号を振ってございまして、1 から 6 に、ダクトスペースの現場状況を示してございます。
0:02:50	下ページ 1 から 6 がダクトスペースでして、五つダクトスペースがございまして。そのうち、ページ 2 から 3 ページに記載しております。
0:03:01	A A F ダクトスペースと椅子ダクトスペース、こちらにつきまして、室内の空間が極めて狭隘なため、火災感知器の設置が困難。
0:03:13	と考えてございまして、入口は施錠管理され、発火減はなく、可燃物の持ち込みも禁止する。
0:03:20	ため火災が発生する恐れはないというふうに考えてございまして、火災感知器を設置しない方針としております。
0:03:27	その他のダクトスペースにつきましては、火災感知器を設置する方針としてございます。
0:03:34	続きしたページ 7 から 10 ページ、こちらがピットの現場状況になってございます。
0:03:39	補助給水ピット入口分の写真を掲載しておりますが、他のピットにつきましても基本的には同様な構造となっております。
0:03:49	ピットにつきましては、内部がステンレス構造で水で満たされており入口が施錠管理され、発火減はなく可燃物の持ち込みを禁止するために火災が発生する恐れはないと考えてございます。
0:04:03	このため火災感知器を設置しない方針としていおります。
0:04:08	続きまして 11 から 12 ページ。
0:04:12	こちらはフィルター室の現場状況になってございます。
0:04:17	フィルター室は、放射線量が高いエリアでございまして、感知器の設置及び保守管理が困難と考えてございます。また上部の開口部はコンクリートプラグで閉鎖されてございまして、人の立ち入りはできない。
0:04:32	照明改良照明でございますけれども、室外で切離し通常きりの運用とし、可燃物の持ち込みを禁止することで火災が発生する恐れはないため、火災感知器を設置しない方針としてございます。
0:04:47	続きまして、13 から 17 ページ、こちらは今度脱塩塔室の現場状況になります。
0:04:54	脱塩塔室は、こちら放射線量が高いエリアで感知器の設置及び保守管理が困難
0:05:01	というところとあとは入口が施錠管理で照明の方も室が入り切離し通常基準の運用で可燃物の持ち込みを禁止するため、火災が発生する恐れはなく、感知器を設置しない方針としてございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:15	最後、18 から 19 は、使用済み樹脂所蔵タンク室の現場状況になります。
0:05:22	こちらのタンク室は、放射線量が高いエリアで、感知器の設置及び保守管理が困難ですと、そのウェート上部の開口部もこちらコンクリートプラグで閉鎖されておりました、
0:05:34	人の立ち入りができないで照明は設置されてございますけども、室外で切離し通常期の運用とする上で可燃物の持ち込みを禁止するため、火災が発生しない。
0:05:45	ということで火災感知器を設置しない方針としてございます。
0:05:49	以上が感知器に関するコメント回答概要になります。
0:05:55	続きまして、コメント回答リストに、
0:05:58	戻っていただきまして、
0:06:00	リストのナンバー16。
0:06:02	になります。
0:06:08	今度こちらは消火用の非常用照明に内蔵する蓄電池の容量に関する事項になってございます。
0:06:16	申し訳ありませんが記載がですねコメントリストの右の右から2列目、現状空欄になってございまして、こちらですね資料を修正したページ、当該ページ記載すべきところがちょっと記載抜けてございました。
0:06:32	今、ページの方述べさせていただきます。
0:06:36	まず、取りまとめ資料としましては、ページ、7、10 ページになってございます。
0:06:44	まとめ資料の方の7ページとしましては、8条-36、
0:06:50	比較表のページとしましては、8-本分-57 ページ。
0:06:57	こちら修正してございます。
0:07:01	前回のヒアリングにおいていただいたコメントを踏まえまして、消火活動のための往復の移動時間及び消火活動時間を考慮しまして、当初2時間としておりました蓄電池の容量を4時間以上ということで、
0:07:14	変更いたしたいと考えてございます。
0:07:18	続きまして、リストNo29になります。
0:07:29	こちらは屋外の火災区域設定としまして、記載の不整合がございました。
0:07:35	事前発電機燃料移送移送の火災区域についてなんですけれども、いただいたコメントを踏まえまして、記載の整合を図ってございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:43	その結果リレー発電機燃料油貯油槽の火災区域は屋外の火災区域として記載の統一を図ってございます。
0:07:50	またこのディーゼル発電機燃料貯油槽に設置しています火災感知器につきましては、屋外の火災区域ではありませんけれども、地下埋設のマンホール部に設置している。
0:08:01	ため火災感知器自体は屋外使用とはしていません。
0:08:06	ただし万が一の燃料湯の漏えいを考慮しまして防爆型の感知器としてございます。
0:08:11	また消火設備につきましては、屋外の火災区域であり、火災発生時において煙が大気に拡散し、住民、充満しないことから、自動消火設備が設置しないということにしております。
0:08:24	続きまして、リストN o - 42 になります。
0:08:35	こちらは水素濃度検知器の設置に関するコメント回答になりまして、当初泊3号炉におきましては使用するガス分析計の校正用の水素混合ガスボンベ。
0:08:47	こちらについては常設することで考えておりました。
0:08:50	ですが審査基準を踏まえまして、水素混合ガスボンベにつきましては、ACOGのみ持ち込みを行うように変更いたします。
0:09:00	次、以上が8条になります。次に41条になりまして資料は、3-3になります。
0:09:10	コメントナンバー左側の欄ですけれども、ナンバー3になります。
0:09:17	こちらは屋外の重大事故等対象施設にせえ対する竜巻飛来物防護対策設備の記載に関するコメントへの回答となっております。
0:09:27	女川におきましては、屋外に設置しています重大事故等対象施設でありますので六条における外部事象防護施設、
0:09:37	となっております。補機冷却海水ポンプに対しては、竜巻、飛来物防護対策設備を設置してございますけれども、泊3号炉の原子炉補機冷却海水ポンプにつきましては、建屋内に設置してございます。
0:09:51	このため、泊の屋外の重大事故等対処施設の竜巻防護対策の記載としましては、現状の記載の通り、代替非常用発電機に対する固縛等の対策のみとなっておりますので、
0:10:03	竜巻飛来物防護対策設備の記載は、不要と考えてございます。
0:10:11	最後になりますけれども、コメントナンバー7番。
0:10:21	こちらにつきましては避雷針の設置に関するコメントへの回答となっております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:26	J I S A 4201 の用語の定義を確認しました結果、代替非常用発電機に設置しております。従前書いておりました設置局、
0:10:37	につきましては、用語の定義の中で避雷設備に包含されているということを確認いたしました。
0:10:44	このため、記載を改めまして、設置局の記載を削除いたしてごさいます。
0:10:50	以上が、前回ヒアリングいただいたコメントへの概略説明と、
0:10:55	なっております。
0:11:02	北海道電力の向仲野です。
0:11:04	続きまして資料 1 のパワーポイントの説明をさせていただきます。
0:11:11	こちらの資料につきましては、1 月 24 日の審査会合でご説明をさせていただき予定の資料でございまして、
0:11:19	本日は、本資料の構成と、あと審査会合でご説明させていただき範囲について、5 分程度でご説明させていただきます。
0:11:30	では 1 ページ目の目次をご覧ください。
0:11:35	全体の構成としましては、本資料で、8 条と 41 条は泊の 8 条 41 条の内部変えない内部火災の
0:11:46	火災防護対策について概要をまとめておりました、中身はまとめ資料の基本方針の概要を、火災の発生防止、感知消火、
0:11:57	影響軽減で分けて、構成を立てております。
0:12:05	本日の説明と、
0:12:08	こちら 2 ページと 3 ページと書かれております。本日の説明事項と、1 ポツは、全体の概要をさらにかいつまんでご説明するような構成となっております。
0:12:21	審査会合の方ではこちらの本日の説明事項と、1 ポツの部分をご説明したいと考えております。
0:12:29	2 ポツ以降については、8 条と 41 条の基本方針の概要をさらに説明するような資料構成となっております。
0:12:39	なお、友利が 80 と、41 条の要求で実施する火災防護対策は、ほぼ同じな部分が多いので、2 ポツから 7 ポツまでは、8 条の火災防護対策を記載しております。
0:12:54	8 ポツで、八条と 10 福土内、41 条の火災防護対策について、記載させていただいている構成となっております。
0:13:05	では最後にこちらの

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:08	審査会合でご説明する範囲につきまして、簡単に中にご説明させていただきます。
0:13:18	ページ3 ページ目をお願いいたします。
0:13:21	こちらに審査会合で説明する事項について、江藤簡単にまとめておりました、
0:13:29	こちらの説明事項をもとに、
0:13:34	後の1ポツの部分のご説明をさせていただくことになっております。
0:13:40	続きまして、
0:13:44	3 ページ目の、
0:13:46	スポーツ目的及び外全体概要について、ご覧ください。お願いいたします。こちらにつきましては、衛藤。
0:13:56	泊発電所の
0:13:57	火災防護対策の目的について記載をさせていただきます。
0:14:02	続きまして4 ページ目をお願いいたします。
0:14:06	4 ページ目につきましては、こちらの火災区域火災区画の設定の考え方について記載させていただいております。
0:14:15	続きまして、5 ページ目をお願いいたします。
0:14:19	5 ページ目につきましては、こちらの火災の発生防止、
0:14:24	の基本的な方針について、こちら記載させていただいております。
0:14:32	続きまして、
0:14:36	6 ページ目ご覧ください。
0:14:38	6 ページ目が、こちらの感知消火後の火災感知の方の基本的な方針をこちらで書かせていただいております。
0:14:49	7 ページ目をご覧ください。
0:14:52	続きまして7 ページ目は、感知消火のうちの消火の部分についての、
0:14:57	基本的な方針を書かせていただいております。
0:15:01	続きまして、8 ページ目をご覧ください。
0:15:06	8 ページ目が、続きましては、8 ページ目が、
0:15:09	火災の影響軽減の部分の基本的な事項について、こちら記載させていただいております。
0:15:16	以上が、審査会合の中で、弊社にご説明させていただく予定の内容となっております。
0:15:25	資料の1のご説明は以上とさせていただきます。
0:15:37	北海道の金田です元の北電からの説明は以上でございます。
0:15:45	はい。規制庁大塚ですご説明ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:48	それではまず私から確認させていただきます。
0:15:51	まず前回のヒアリングの回答なんですけど、
0:15:55	資料4-1をお願いします。
0:16:06	資料4-1の、
0:16:09	まず1ページからのダクトスペースについてなんですけども、家財感知器を設置しない設計とする場所のダクトスペースですが、
0:16:19	感知器を設置しないダクトスペースは、AAFとS、
0:16:23	のダクトスペースなんですけど、
0:16:26	2ページ下の写真を見る限りでは、
0:16:30	人は入って、
0:16:34	作業できなくはないのかなっていう。
0:16:38	ちょっと個人的な、
0:16:41	感触はあったんですけど、
0:16:43	同じく感知器を設置しないとしている、女川、
0:16:47	と同等の狭さなのか。
0:16:52	ていうところをちょっと確認したくって、
0:16:55	女川、女川でも、ダクトスペースには設置しないっていう。
0:16:59	いうふうになっているところあるんですけど、狭さとしてはどうなんでしょう。また、他のPWRではこのようなスペースは、
0:17:08	どのような設計をしているんでしょうか。
0:17:11	ご回答お願いします。
0:17:23	はい。北海道電力の石倉です。
0:17:27	先ほどご指摘のありましたダクトスペースにつきましては、ちょっと作業できそうなスペースというふうに見られておりますが、
0:17:38	実際、この床面積が見えてる範囲としては、
0:17:43	およそ長手方向に2メートル、横方向に、すいません、短い方で、
0:17:50	1メートル程度の幅となっており、高さが約6メートル程度の天井高さとなっておりまして、
0:17:57	人は入れるんですけども、例えばこの天井面に感知器を設置しにくいというのが非常に困難な場所というふうに、弊社として考えてございます。
0:18:07	ご指摘のありました女川ものダクトスペース、同様の環境なのかというご指摘なんですけど、
0:18:15	すいませんそちらについてはちょっと女川さんの方の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:19	ダクトスペースの情報をこちら入手しておりませんので、ちょっと比べることができておりません。また、他の先行PWRの状況につきましても、
0:18:32	配置図を見る限りでは同様のスペースがあるのかなとは思われるんですけども、具体的な大きさ広さ等についての確認は行ってないため、
0:18:44	申し訳ありませんがこちらの回答を持ち合わせてございません。
0:18:48	以上です。
0:18:51	原子炉規制庁の宮本です。
0:18:55	先行審査実績を踏まえて我々に説明してくださいという話が、もう再三言ってると思います。
0:19:04	それに対して、要は、
0:19:07	先行確認してませんと。
0:19:10	回答されてるようにしか、我々ちょっと今聞こえてこないんですけどそういう認識ですか。
0:19:31	奥海道電力竹田でございます。先行電力さんにつきましては、設置許可の記載内容ですとか、女川さんの設置許可の記載内容、
0:19:45	を見て参っております
0:19:47	先行Pで、設置許可でダクトスペースに設置しない方針としてる。
0:19:54	発電所は、調べてる範囲では一応記載がないと理解していて、翁長さんにおいても、
0:20:04	ダクトスペースについては火災感知器を設置しない設計とするという記載があるというところまでは理解して、
0:20:11	もう今、挑んでいるわけでございますけれども、スペースの
0:20:15	何センチで、どのくらいの大きさっていうところまではちょっと調べきれてないけど、そこまで言ってるわけではなくて、まず前提として、PWRに関しては、先行の声と工事計画の認可のバックフィットで、
0:20:30	まず大井が出てますよと、大井の中にその記載がありましたかなかったんですかと。
0:20:36	それって確認されてますかなんですよ。
0:20:39	今、基本的に先行のPWRのバックフィットをやってる最中なので、先行のPWRの設置許可のテンパチの記載っていうのは、
0:20:49	今後、その購入2工認を踏まえて、記載の適正化なり何なりっていうのが多分今後決められていくと思うんだけど、それは多分大井のバックフィットのところで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:00	議論されていてその情報を我々は掴んでいるという認識で、我々話してるんですけど、それは、
0:21:07	確認されていないってことなんすか。
0:21:11	ガイド電力竹田でございます実際今日来るにあたって、関西電力さんの公認担当してます葛西担当の方々と、状況であるとか、
0:21:22	大飯の公認申請、11月に認可なってますけれども、そちらを拝見させていただいて、今日にきてございます。
0:21:43	北海道電力竹田でございます。大井のバックフィットの工認の記載においては、ダクトスペースを背において、感知器を設置しないという記載はないというふうに認識してございます。
0:21:59	神尾ですけど、だったら同等につけてくださいしか言いようがないんだけど、
0:22:05	というようなね、
0:22:07	これでまずつけなきゃいけないっていう。
0:22:11	前回も多分室長からも言われてるつけなきゃいけないというのが基準です。
0:22:16	そもそも区域を設定してますという、
0:22:21	明らかに安全機でも影響がないと。
0:22:25	ていうのとあとはつけるのが困難だ、そういう過去のその除外理由。
0:22:32	除外理由で除外とかその、
0:22:33	安全機能影響ないとして判断した理由っていうのは、多分実績があると思うんですよ。
0:22:41	で、それを踏まえて、今、泊で持ってきているこの
0:22:46	回答が同等であるという説明をしていただかないと先ほど大塚が言ったように、
0:22:52	今持ち合わせてませんって言われて、持ってこられたとしても、それは回答にはななくてそれは再三、過去の審査実績なり既許可実績をよく確認してくださいと。
0:23:04	言っているものに対して、結局、今まだ回答されていないというふうにし我々とらえられてないんですがそういう認識で今来られてるってことすか。
0:23:13	北海道の兼田です。仙台につきましては、記載がないというところでそれ以上踏み込んでちょっと直接、複数の火災担当者とかも連絡をとってはいるんですけどもその確認ダクトスペースについてはできておりませんでした。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:28	女川については、設置しないという確認ができてるんですけども、スペースの大きさですね、そこについてのところまで踏み込んだちょっと確認というのが女川から取れてないっていうのが今の実情でございます。
0:23:40	現状、我々そのダクトスペースすべてつけないつもりは当然なくて、つけるところは当然つけようと思っております。今回つくれるのが難しいというふうに言ったところは、足場を設置するであるとかそういうこと考えるとかなり苦しいのは事実です。
0:23:55	を設置することを考えるのであれば、やはり今壁出てますけど、壁の一部壊してでも、その隣接するところの感知器で検知できるように対応するとかそういう方の方の、
0:24:07	当該の場所にはちょっとつけるの厳しくても、壁1枚挟んですぐ横のエリアには感知器設置しますので、そういうところで検知できるような形もとれるのではないかとということが、
0:24:18	検討は今始めているところでございます。中にその当該部につけるのは今のエリアでやるのは、使うのかと言われるとできるかもしれませんが、かなり厳しいというのは事実だと思っております。
0:24:29	ちょっと難しいかもしれません。
0:24:33	わかりましたちょっと私が言いたかったのは、よく先行実績を確認してください。これ、必ずつけろって言ってるわけではなくて、
0:24:41	つけまだそこは我々判断できないですそこが、
0:24:44	いいか悪いかも含めて、
0:24:46	ただいま説明されてる理由が、
0:24:50	トモニ単独での説明で持ってこられてるのか。
0:24:55	要は先行実績を踏まえて持ってこられてるのかって言われると、
0:24:59	そこが曖昧になってるので、そこをしっかりとってくださいということです。北海道の金田でございます。確かにおっしゃる通りちょっと多いと仙台のところは記載ないところでちょっと我々の思考停止したところもあると思っておりますここちょっともう少し深掘りし確認しようと思えます。
0:25:13	女川につきましては、設置しないという記載があるので、やはりエリアについての大きさ我々と同等レベルのところを設置しないと考えるかどうかということについて、ちょっと女川の方に再度確認をしてみたいと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:25	我々の方のところ、いろいろ中で、何とかつけられないかねっていう議論はしてはいるんですけども、
0:25:31	不可能じゃないと思ってますけれども、かなり、かなり困難だと思ってですね、やっぱり足場つけていって垂直に立てていって側にダクトがあるところで、1メートルのところ4メートルとか5メートル近い足場を立てるといのは、
0:25:44	それなりにやはり大変さがある、大変さというよりちょっと、労働安全上の問題であるとかそういうのもあると思ってます。
0:25:51	したがいまして、この場所で例えば女川が無理でもつけてるのであれば、我々は、そこでつけるのか、隣接区域で感知ができるような形に、例えば壁の一部を上の方撤去するであるとか、下まで撤去するとかそういうことまで考えた上で、対応を考えるとと思ってます。
0:26:08	神尾ですけど。
0:26:10	少しちょっと頭良く整理してもらいたいんだけど、
0:26:13	基準の要求は安全機能に影響があるかないかです。
0:26:17	火災によって、
0:26:18	そこにスポットを当ててちゃんと説明できるようにしといてもらわないと。
0:26:22	例えばこのダクトスペースに、
0:26:24	防護対象設備はありますか。
0:26:28	隣接する防具区域に防護対象設備がありますか。
0:26:32	それに影響を与えますか当たりませんか。
0:26:36	そういう視点も含めて説明していただかなきゃいけないかなと思います。
0:26:40	今後ね、
0:26:41	そこを確認して、はい。私は以上です。
0:26:45	北海道電力、武田でございます今いただいたコメントを踏まえまして先行電力のその、まず安全機器、安全機能を持つてる、その部屋自体に安全機能を有する機器があるのかなのか。
0:26:58	で、そこで起きた火災によって隣接する安全機能を有する区域区画に影響を及ぼす恐れがないのか、またその先行のその考え方、
0:27:09	について、また女川の施設するんであれば女川の非設置の大きさについて、再度確認してご説明したいと思います。
0:27:19	葛西笠井対策室の齋藤です。
0:27:23	PWRの

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:27	何だ、以降ですね
0:27:31	バクフィットで設置スルー。
0:27:33	あの話のですね設工認の話をしてるときには、審査会合の中で、基本的にできないものについてはできない理由と、あとできない代わりに、
0:27:44	何がどういう形で安全を確保しているのかという話をですねしていただいているんで、
0:27:52	特に最近大岩結構長いので、そのあとの今後発でまだ全部終わってませんけど、
0:28:00	の関連や給電や4電や、
0:28:03	何をやってるのかっていうのを見たら大体わかるはずなんですよね。それを後で見たら、
0:28:09	議論になってる話は議論になってる話わかるでしょうし、そこら辺をきちっと見ていただきたいんですよね。
0:28:18	もう一つ言うと宮本から申し上げた話に追加して言うと、
0:28:24	そもそも安全機能がないからつけませんというんだったら何でそこを火災区域って設定したんですかって話があるんですよね。
0:28:33	0
0:28:35	基本的に火災区域に設定するってことは、安全に対して、基本的には何か、
0:28:41	影響が一
0:28:43	あるから、そこを全体として火災区域に設定してるんじゃないんですかね。
0:28:47	火災区域で設定している以上は、
0:28:50	それは安全に対して必要だからつけるんであってどうしてもつけられないんであれば、
0:28:55	例えばですよその7ページのところにあるピット室の話とかですね。
0:29:00	そういう話できちっと説明するということになるんじゃないんですかねと。例えば
0:29:06	火災区域の話あって今度火災区画の取り方として、
0:29:10	そこ全体一体として、確認すると、例えば隣の部屋例えば確認できるようにするというのがあれば、じゃあどうやって隣の部屋で確認するんですかって話とかがやっぱあるわけですよ、考え方として。
0:29:26	隣の部屋で点検孔のあれが非狭いんだという話になれば、当然我々だって消火方法についてどうなんですかって話を、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:36	当然先行プラントとかで、野木確認方法と、感知器が間反応した時の確認方法と消火方法とかですね。
0:29:44	そうしたものも議論したりするわけですよ。
0:29:47	そうしたところを見た上でどうしてもつけられないんですかねという話と、つけられなかった場合の代替策どうなんですかねという話とか、そういったことを、
0:29:58	普通は考えてお話するんだと思うんですよ。狭いからっていうんじゃ狭いからじゃつけられないんですっていうんだったら火災のエリアはないんですったらまず私として聞くのは、じゃあ何でそこ火災区域に設定してんですかって話。
0:30:11	なるわけで、
0:30:12	そこら辺も含めてきちっとの話をしたいと思ってですね特にダクト系の話については、
0:30:19	それは理解していただけます。
0:30:27	はい。北海道電力竹田でございます。
0:30:33	火災区画の設定として、小紹介や点検孔、中出鍛冶が起きた場合にどのように消火するのか、また
0:30:41	どのように検知するのかという周辺で感知するなり代替でするなり、先行の今工認でやってるPWRの議論を踏まえて、
0:30:49	区域区画の設定を、
0:30:52	また幹事設置機を設置する設置しないを含めて、調べた上でご回答をわかるように構築して、ご説明するということだと理解しました。
0:31:05	火災対策室の齋藤です。特にダクトNOのところですね。
0:31:09	そのところについて、何で駄目なのかって話について、もう少しちゃんといろいろ種、先行プラントの話であったりそもそも話を踏まえて、
0:31:19	もう少し考えてください。よろしくお願いします。
0:31:26	はい。
0:31:28	北海道電力竹田でございます。すいません全部議事録を読めばわかってくる話なんですけれども、私ども今の段階で少し、当然その先行電力さんにも、
0:31:41	確認して今きてるんですけど、その火災区画区域に設定して、設置許可の既許可のプラントの既許可となった許可書の、
0:31:53	記載内容を見ると、設置しない区域については、
0:31:58	耐火兵器で覆われてる、可燃物がない、発火元がない、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:04	周辺への安全機能を有する機器への影響がない。
0:32:08	ことをもって設置しないという区画っていうかエリアを空間の中に設けてるっていう実績があるということで、
0:32:18	認知してですね、今、教科書の記載上は、今回資料を作ってきた。
0:32:24	わけなんですけれども、
0:32:28	火災対策室の齋藤です。
0:32:30	じゃあ、そこで何でつけられないのっていう話が先にあるわけですよね。何でつけられないのって話があって、そういう部屋ってどこですか。
0:32:39	ていうところの位置付けを、
0:32:41	基本的にはご説明いただいているわけですよね。例えば、じゃあ今今回だ出していただいている資料4-1とかであればですよ。
0:32:50	例えば9ページ9ページのところで7ページ、9ページのところで好みすべて水で追われているんで、
0:32:59	基本的にはつけた。
0:33:02	つけられることはつけられるんだろうけれども、ここに付けたところで、
0:33:07	水に追われてるから基本的にはそういうものではありませんというこれは一つの非常に納得できる説明だと思うんですよね。例えば他にも、
0:33:16	後の藺田仙頭氏の、
0:33:19	花Cとか、
0:33:21	フィルター室の話とか、そういう話は審査会合の中でPWRの中でも議論はされてますよねこれ理由はあれですよ基本的には放射線量の話ですよ。だからそういうふうに、
0:33:34	基本的には入れません。
0:33:37	そういう同斜でつけられないんですよって話があってしかもここはこういうところだと、今おっしゃったような話があって、さらにその代わりにこの部屋で起きたときに、
0:33:48	例えば点穴とかが空いてたりすればその隣の部屋でやりますよとか、感知しますよみたいな話がこういった部屋でも、
0:33:56	議論があったりするわけですね審査会合の中で、
0:34:00	その上でじゃあダクトって、じゃあ何でつけられないんですか、狭いんです。
0:34:05	だけで狭いんだったらそもそも隣の区画と一緒に、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:09	やる話とか、いろんな工夫のしかたでとにかく火災区域として設定して る以上はできるんじゃないですかと。
0:34:17	火災区域に設定してないところまでつけなさいなんてことは私ども申し 上げてないわけで、
0:34:22	でも火災区域に設定するってことは、そもそも火災防護上必要だからそ ういう区域に設定してんですよね。
0:34:30	というところの関係と、あとだからつけられない。どうしたってつけら れない理由ってやっぱりあったりするわけじゃないですか。水に追われ てるとか、こう、
0:34:40	放射線量が高いとか、
0:34:42	そういったところ、
0:34:44	意外に狭いからってという話であれば、どう考えたって他に工夫して感知 する方法はないんですかって話。
0:34:52	聞かれますよねそれは当然のことでそれに対してどのようにお答えされ るのかなということだと思っんですよね。
0:35:01	私が申し上げてること、理解、ご理解いただけます。
0:35:05	北海道の金田です。前回も同じような形でまずは
0:35:11	航空、
0:35:12	突きつけられないとつけられない理由を明確にしなさいってことでそう いう意味ではこのダクトスペースに関して少し狭いというだけのち よっと判断基準が i P h o n e なってると思いますので、
0:35:22	まずはその本当につけられないかどうかという中でも議論してますけど も、やはり火災区画として設定してる限りはつけなさいいけないっての が原則だということは我々、先日のヒアリングでも十分認識いたしました ので、
0:35:34	ここを何とかその感知できる方法、付けれるんだったらつけたいんです けどつけられないのであれば他の方法でやる方法をちょっと考えていこう と思います。あと他社での実績についても、先ほど竹田が話した通り、
0:35:47	もう少しちょっと深掘りして確認してみようと思います。
0:35:52	火災対策室のサイトです
0:35:55	何で火災区画の取り方とかをじゃ狭い区画について、隣接したところも 含めて一体として考えるとかいうやり方だって当然あるでしょうし、
0:36:06	実際に今回のバックフィットで実際にやってる中で、下、河西加来の取 り方を、やっぱり
0:36:16	変更しますっていうふうにおっしゃってる。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:20	プラントもあるんですね実際には。
0:36:22	なんで、だから火災区域が絶対だというわけではなく、火災区域火災区画のとり方は絶対だというわけでもないので、
0:36:31	特に火災区画の取り方についてはもう少し狭いエリアのところについてはもうちょっと、
0:36:36	絶対その場所につけなきゃいけないのか、隣のエリアで一体として確認するのもも含めてですね、もう少し柔軟に考えられた方がいいんじゃないですかねと。
0:36:47	ということだけ、すみません、お話だけさせていただきます。
0:36:50	北海道電力金田です。ありがとうございます。そういう考え方も含めて、この場所に対して、この場所につけられないのであれば、どういう感知の仕方があるか消化の仕方があるかについて、
0:37:02	検討してお答えしたいと思います。以上です。
0:37:08	規制庁大塚です。
0:37:10	ダクトスペースについては先行の実績と確認して、改めて説明してください。
0:37:15	続きましてまず資料の8ページをお願いします。
0:37:25	補助給水ピット室なんですけど、今回の写真をつけていただいているんですけど、
0:37:34	まとめ資料の方にはですね、可燃物を設置可能なスペースはないという記載があるんですけど、
0:37:40	写真を見る限りでは床面があって、
0:37:43	可燃物受けちゃうんじゃないかなっていうふうに思うんですが、
0:37:47	ここは置けないという整理でよろしかったですか。北海道、金田です。これ内側に食う形になってですね、中に物を置いた状態では開けられないので、ここを置かないような感じになっています。
0:38:01	確かに置いた状態で閉めるかという今度閉めようと思ったときに、扉と一緒に可燃物拾ってしまいますので、
0:38:09	踊りは確か人が入るようになってるんですけども、扉自体が高、中に入っていくんですねそういう意味で置けないというのは受けないというふうに考えてます。
0:38:18	規制庁大塚です。
0:38:20	ここに関しては、先行PWRでも同じような、
0:38:24	場所があったと思いますので、ちょっと先行の実績をもう一度確認して、設計に差異がないかどうか、ちょっと確認をお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:33	北海道の金田ですセンコーの方で踊り場というんですかねこの形が、当社とどういふふうになってるかってことについて確認したいと思います。
0:38:41	規制庁宮尾ですけど、あと、
0:38:44	後で聞こうと思ったんですけど、この
0:38:46	僕エリアがないからっていう記載を、今回、このまとめ資料じゃないまとめ資料追加されてんだけど、
0:38:53	こういう記載をした。
0:38:55	先行実績ってありますか。
0:39:14	北海道電力の石倉です。すいません確認してる範囲では、
0:39:19	センコーの方各社さんの方で、こう置く場所がないというような記載というのは確認しておりませんので、ないかというふうに思っております。
0:39:32	規制庁宮本ですけど、これ石川さんとか加賀谷さんにもう再三言ってるんですけど、これちょっと今回、私もこういう記載が初めて見たのであれなんですけど、
0:39:45	要は、そういう記載を追加するっていうことは、審査実績のない記載を追加するという認識を持ってもらいたいんですよ。
0:39:54	っていうことは、先ほど言ったように、先行実績のない、
0:39:58	形で説明をされようとしていると。
0:40:03	それをしようとされてるんですかねんですよ。
0:40:09	要は、
0:40:11	何回も言ってるように、主語や、要は、てに終わって言い方もあるけど一つ変えることによって意味が全く変わったり、
0:40:19	その具体的な意味を追加されるということは今までの実績からプラスアルファされるってことなんですよ。
0:40:26	そうすとそれを今回論点として我々に審査をしてくださいという意味で、提出されているという認識なんですけどそういう認識で今持ってこられてますからです。
0:40:38	すいません分野聞けかプラントの分野、その文言について、
0:40:45	すいません北海道電力竹田でございます。既許可プラントの文言や表現について、
0:40:51	踏まえて記載はしたもののちょっとオリジナルな日本語が入っていたりオリジナルな概念が入って、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:58	いるところがありまして、そこはちょっと私どもの認識が甘く、公文や記載についてきちっと合わせることができてないというところで、改めて参りたいと思います新たに、
0:41:10	審査実績のないものをお認めくださいということで記載している意図はございません。申し訳ございません。
0:41:18	微妙ですけどそういう認識であれば、もうこれ賛成言ってるんですけど。
0:41:23	そういう記載っていうのは、
0:41:25	することによって、新たな論点になるんですよ、この
0:41:30	可燃物を置くエリアがないのでっていう条件をつけた、エリアを区画を作ろうとされるっていうことは、
0:41:38	要は、先行実績PでもBでも全くない概念を取り入れられようとしてると。
0:41:44	だけど、そういうつもりはなくて記載してるんだけど、記載した以上はそういう責任を持ちますからね。
0:41:51	それを踏まえてよく考えて、この資料というのを作っていただかないと、
0:41:57	その辺の考え方の甘さっていうのはすぐ他の条文でも言ってると思うので、これ社内的にもうちょっとこれ、よく理解させていただけますかねその辺、
0:42:09	別に構わない書くのは構わないんで、そういう場合は我々に論点として出していただかないと駄目だってことなんすよ。いいですかね。
0:42:18	北海道電力の石川でございます。
0:42:20	そうですね。他社と違うことをやるつもりはないってのは先ほど竹田が申し上げた通りでございますちょっとこの部分については私自身、
0:42:31	ちょっとその認識が甘かったように思います。
0:42:35	改めて参ります。
0:42:41	規制庁大塚です。この部分については、
0:42:44	改めて確認してまた説明をお願いします。続きまして次のページの9ページなんですけども、
0:42:50	燃料取替用水ピット室ということでこちら写真が1枚ついてるんですけど、
0:42:57	これ、
0:42:58	部屋の外の写真でしょうか、それとも中の写真でしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:05	はい北海道電力の石黒です。こちら、部屋の外から見た写真となっております。こちらの部屋の中が
0:43:15	管理区域の中の汚染区域でして内部の写真をご用意することができませんでしたので、が中身、中についてはその前段の、
0:43:26	補助給水ピット室と同様の構造となっております、今回こちらのイメージ図と、入口の写真のみとなっております。以上です。
0:43:40	規制庁大塚で承知しました。補助給水ピット室のように、
0:43:44	一応扉開けたところには少し床面があるってということで、こちらについてもですね先行の実績と確認して、もう一度改めて説明をお願いします。
0:43:56	はい北海道電力の石黒です。
0:44:00	補助形成ピットと同様の
0:44:03	橋場状況となっているようなことがわかるような形で記載の検討したいと思います。
0:44:13	規制庁大塚です。続きまして同じ資料の11ページをお願いします。
0:44:19	フィルター室なんですけども、
0:44:22	フィルター室のところには
0:44:25	平面図等、
0:44:28	あとですね次のページに、フィルタ室上部のエリアの写真があるんですけど、
0:44:36	前回のヒアリングですか、立面図もお願いしたと思いますので、部屋の中の空間がどうなってるのかがわかるような、
0:44:44	図を追加していただきますようお願いいたします。
0:44:52	はい北海道電力の石黒ですこちら、
0:44:56	そうですね部屋の中の状態がどのようになっているか、わかる形で、
0:45:02	イメージ図とかそういう形になるかと思うんですけれども、わかるような形で用意させていただきたいと思います。
0:45:12	長大塚です。お願いします。阿藤脱塩塔室も同じですね。部屋の空間がどうなっているのかわかるような図を追加お願いします。
0:45:22	はい。続きまして13ページお願いします。
0:45:29	使用済み燃料ピット脱塩塔室なんですけども、
0:45:33	照明回路は室外で切離し。
0:45:38	通常きりの運用とする。
0:45:41	という記載があるんですけど。
0:45:43	部屋の中に入る場合は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:46	回路をつないで、
0:45:48	入りにすることもあるのでしょうか。
0:45:54	北海道電力の石黒です。こちら、入室する際には必要に応じて照明をつけるタイミングで電源オイリにして乳井きするような形となります。
0:46:08	規制庁大塚です。承知しました。
0:46:11	このですねちょっと私の記憶だと、先行プラントの場合は、部屋に蛍光灯等はあるんですけど、回路と切り離していても使用しないっていうふうに、
0:46:23	していたかと思imasのでちょっと先行プラントの実績をこちらも確認して、
0:46:28	もう一度説明お願いします。
0:46:33	はい北海道電力の石黒です。センコーの方の記載も、
0:46:38	参考にしして記載の方考えたいと思います。
0:46:43	現状では
0:46:45	室外で電源切り離すことで室内部に充電部がないような構成とすることで、火災発生しないというような形で考えてございますが、
0:46:56	他の記載の方も参考にして、ご説明させていただきたいと思います。以上です。
0:47:14	規制庁宮ですけど先ほどちょっと言われた話で、
0:47:18	女川で安全機能に影響がないからって外して外してるんじゃないじゃなくて障防法での対応にしますって書い。
0:47:26	メディアじゃないんですけどつけそれって。
0:47:40	設計は今日はいいですけど。要は、何を確認して欲しいかっていうのは、要は、その辺も含めてちゃんと設置確認してくださいってことなんですよ。
0:47:50	そういうすいませんよろしくお願いします。
0:47:57	規制庁大塚です。はい。こちらの資料以上なんですけど、
0:48:03	今やりとりさせていただいた資料4-1と、あともう一つ4-2なんですけど、これまとめ資料と切り離してるんですけど今後まとめ資料の補足等に追加していただく。
0:48:14	という理解でよろしかったですか。
0:48:17	電力武田でございますこれら、きちっと説明して、まとめ資料の方に反映して参りたいと思います。
0:48:25	規制庁大塚ですよろしくお願いします。
0:48:28	続きまして、八条の比較表の方をお願いします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:36	それで、
0:48:39	先日ですね全体のスケジュール面談の方で、
0:48:44	ちょっとコメントさせていただいたんですけど、
0:48:47	大井の火災感知器バックフィットの審査で、設工認なんですけど、
0:48:54	処分する、最後の方に設置許可のテンパチの方の記載ちょっと見直さなきゃいけないということで、
0:49:04	記載案。
0:49:05	を事業者が提示して審査側で確認したという経緯が。
0:49:09	あるんですけども、
0:49:11	そこですらちょっとテンパチの方の記載が適正化されてるんですが、
0:49:16	今回泊の方で、今、大井と並べていただけてますけど、
0:49:20	今並べてルウのは
0:49:23	大井のバックフィットの審査で、
0:49:27	適正化した記載が反映されてない。
0:49:30	と思いますので、
0:49:31	その大井の審査で適正化された記載を、
0:49:36	抜粋で構いませんので今後比較表の中に取り入れて、
0:49:40	比較をお願いします。
0:49:43	はい。あと、資料の方なんですけど入手はできましたでしょうか。
0:49:47	大井のテンパチの修正案は入手できましたでしょうか。
0:49:53	まだ、後任のレベルでして設置許可の改正案についてはまだ入手していないので、入手したいと思います。
0:50:05	規制庁の宮本ですけど、これちょっと言っとくと、PWR電力に関しては、バックフィットで全部見直してますからね。
0:50:14	見直していきますからね。
0:50:16	なので、先ほど言った、新佐治あくまでもあれバックフィットのときの議論を、
0:50:21	聞いていただければいいと思うんですけど。
0:50:24	設置許可の本文事項には該当しないものの原発に関しては、今後、
0:50:34	当然ながら、工認のおしり審査を踏まえて、変更なり何なりの検討は多分されると。ただし、設置許可に関しては本文の記載事項に変更が当たらないので、
0:50:47	許可案件じゃなくてバックフィットの案件になってるだけです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:52	なので、許可本部本文の記載がもし変わるようだったらし、審査案件になるんですけど、それはならないので、だからテンパチとかも変わっていないんだけど、
0:51:02	基本的には工認で議論してるものをやっぱりしっかり確認していただいて、
0:51:08	要はその中で、各PWR電力、各ってというか今、最新等を大井が示してるものっていうのがありますので、それを見ていく。
0:51:20	やらないと、比較にはならないですからね。
0:51:24	BWRバクフィット含めた記載になってますけどこのプラントの状況が多分その、
0:51:29	バクフィットっていうもともと設置許可バクフィットじゃないんですよと。
0:51:33	ただ、見越した、にも通ってる状態でのテンパチって本文の記載になってますからそれは参考にできるんですけど、要はプラント状態がBとPでは全く違うので、
0:51:45	その辺はよく確認した上で進めていただかないと、
0:51:51	審査が進まないということになりますので、その辺はよろしくお願ひします。
0:51:57	北海道電力竹田でございます最新のバックフィット、後任の大井のテンパチの改正案を女川、
0:52:08	島根の設置許可の内容、記載内容を踏まえて、記載を適正化することで検討して参ります。
0:52:18	規制庁大塚です。一応大井ではですね設工認のヒアリングの中で、設工認の
0:52:26	補足説明資料の中に、
0:52:29	設置許可の、
0:52:31	適正化が入ってますので、
0:52:33	ちょっと入手をお願いします
0:52:36	関西電力に直接聞いて入手した方がいいと思いますので、お願いします多分バージョンがいろいろ何回もやりとりして変わってると思いますので、
0:52:47	電力竹田ですかしこまりました。
0:52:51	はい。規制庁大塚です。では比較表の中身なんですけど、
0:52:55	まず、取りまとめた資料の00ページですかね。一番最初のページお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:05	市野さんのバックフィット関連事項
0:53:09	前回、有井だったのが今回なしになってるんですけど、
0:53:12	針からなしに修正した理由をする理由の説明をお願いします。
0:53:18	北海道電力、竹田でございます
0:53:22	いわゆるバックフィット。
0:53:24	等、今まで私どもが申しましたのは、審査基準の平成31年2月13日の改定の話。
0:53:32	理解しておりました。
0:53:36	それは、設置位置、火災感知器等の設置位置の明確化ということでございまして、私ども事業者の認識が、
0:53:45	あまりと、
0:53:47	正しくなかったということだと認識いたしてございますので、それはバックフィットじゃなくて、もともと書いてることを、
0:53:55	適正に履行していくとか定期審査適用をさせていくという観点では、ピットという日本語が適正ではないというふうに考えましたので、
0:54:05	バックフィットというところの記載をなしというふうにして参りました。
0:54:11	成長疲れさ、承知しました。
0:54:18	続きまして、取りまとめた資料の2ページをお願いします。
0:54:25	ナンバー6のところなんですけど、
0:54:28	ケーブルの固縛材についてなんですけど前回のヒアリングで、
0:54:33	他プラントとの差異があるかどうか。
0:54:38	その結果を再説明のところに記載するようにお伝えしたかと思うんですけど、今回まだちょっと入ってないんですけども、
0:54:49	他プラントとむさ差異はあるんでしょうか。
0:54:57	北海道電力、竹田でございます他プラントについて調べてきてございます。
0:55:07	ですね、
0:55:09	PWRについては弊社と同じ非難燃を使ってるという認識でございます。またBWRについても、一部そのもともと非難燃のケーブルを使ってる。
0:55:20	ところについては、固縛材について難燃性を使うという記載はなく、難燃性を使ってるプラントについては、例えば柏崎ですとか、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:33	については、固縛材を難燃を使用するという記載になってございます。ただ、私どもの差異理由の中に、それらその他プラントの実績についての記載がいまいち不十分。
0:55:45	なので、記載を適正して、適正化して参りたいと思います。
0:55:53	規制庁大塚ですがよろしくお願いします。
0:55:58	あと続きまして次のページですね取りまとめた資料3ページの方お願いします。
0:56:04	ナンバー9のところ、非アナログ式の定義がですね泊の欄の、
0:56:12	下から8行目ぐらいからあるんですけど、前回のヒアリングで、
0:56:17	定義の中の括弧書きの急激な温度や煙の温度の上昇とっていう、
0:56:24	記載はですね、アナログで求めているトレンド表示機能、
0:56:28	指してしまう言葉なので、
0:56:30	削除するか、
0:56:33	別の言葉にするか検討してくださいとお願いしたんですけど、
0:56:37	本文の中ではですね、削除されてるんですけどここにまだちょっと記載が残ってますので、
0:56:45	記載の統一をお願いします。
0:56:54	北海道電力の向仲野です。大変申し訳ございません。はい。こちらの方は
0:56:58	本文側の記載が正しいので、こちらの取りまとめ資料の記載を削除するようにいたします。
0:57:09	規制庁大塚です。
0:57:11	続きまして次のページですね取りまとめた資料の4ページなんですけども、
0:57:16	No.11で、火災感知器を設置しない設計のところなんですけど、
0:57:23	前、前回ですねここに固体廃棄物貯蔵庫休憩室が入っていたんですが、
0:57:29	その場所を設置しない設計から変えた理由の説明をお願いします。
0:57:46	はい北海道電力の石黒です固体廃棄物貯蔵庫の吸気室、
0:57:51	につきましては、もともとその燃えるものがないとか、そういった理由ではつけないというふうにせ、考えておりましたが、
0:58:02	基本的にはつけるという方向で等も改めて見直した結果、感知器の設置が設置可能な場所というふうに判断しましたので、今回この記載のほうを見直しまして、
0:58:14	感知器設置する方針というふうに変更してございます。以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:22	城塚です。承知しました。感知器を設置できる場所だったということで、はい、理解しました。
0:58:28	続きまして取りまとめた資料の6ページをお願いします。
0:58:35	ナンバー17のところ、
0:58:43	再説明のところですね、その上から4行目の(4)で、廃液貯蔵ピットに、
0:58:49	についてはピットタンクの構造が、
0:58:52	相違しているってあってこれあの、その上のところにですね1000個。
0:58:56	先行PWRとは、
0:59:01	相違がある。
0:59:03	ところとしての記載ということで書いてありますけど、ちょっと先行PWRとか、
0:59:10	という記載を書くときに、具体的にどのプラントウ
0:59:14	この際なのかがわかるようにちょっと具体的にですね括弧書きとかで、
0:59:19	プラント名書いていただいてもよろしいでしょうか。
0:59:26	北海道電力の向井中野です。承知いたしました。ただ炉系ではなくただけだけではなく、具体的なプラント名も記載するようにいたします。承知いたしました。
0:59:40	それとですね規制庁、大塚ですそれと、
0:59:43	さっきの括弧のところ、
0:59:47	廃液所蔵ピット。
0:59:51	ついてはっていうふうに書いてあって2が抜けてますので追加お願いします。
0:59:59	北海道電力の向井仲です。大変申し訳ございません。こちらについては2が抜けておりますので、今後追記いたします。
1:00:21	とりあえず八条の比較表について私からは以上ですが、
1:00:31	清富井様です
1:00:33	まず、
1:00:36	8本文の9ページ。
1:00:41	これ調整教室の火災影響評価のところに書いてある内容で、
1:00:50	センコーの大井、女川に関しては、要は高感度検出装置、
1:00:56	をつけてみますと、
1:00:59	それに対して泊は煙検出器ですと。
1:01:04	この違いっていうのはそういう理由については、
1:01:08	空間容量が小さいことから義務的に設置していると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:14	これ先行で高感度見識をつけた理由っていうのを理解されてこれ書いてますか。
1:01:23	高感度煙管、
1:01:26	武田でございます高感度煙感知器の感知精度っていうのが、PWRで試験したものが72.5平米に対して0.08の感度っていうことで、
1:01:37	中央盤側の従前のそのプラントではデジタル化されていない。
1:01:42	4番というのは大きなもので、それに対して煙の濃度が、いかほどでどういうふうに検知するっていうことに対して、ここに書いてあるけど弊社が導入したり、
1:01:53	またその高浜さん等で導入している感知精度が、おおよそ、容積に対して性能として10%ということで、高感度煙感知器の
1:02:03	業績に対する0.08を掛けると概ねその盤において、デジタルのコンソールにおいては、概ね9.6%ということで、精度がほぼ等しくなるということから、デジタル中央制御盤
1:02:18	2のコンソールについては、煙感知器で同等の性能を有するというもので、先行の実績を踏まえて、泊発電所も同様な記載としてますのでその辺がわかるような記載にしたいと思います。
1:02:31	それと、
1:02:32	多分大体事実だと思うんだけど、
1:02:35	富山真野さんとか、そのデジタルになってるところもうこれ高感度じゃなく、高感度じゃないんですけど。
1:02:43	すいません今ちょっと資料持ち合わせ、記憶の範囲では高浜も美浜もデジタル化された盤は同等に交換所じゃないものを設置していると認識してございます。
1:02:54	わかりました。そういう話を書かないと、いやこれだとわからない。要は私の認識は多分今言われた通りで、
1:03:02	常駐する運転員に早く知らせると、できるだけ早い段階での品質状態を知らせるためにこの高感度っていうのが、入れられていたという経緯があるんだけど、
1:03:15	それと同等だっていうところの説明がなければ、
1:03:19	いや、通常のケーブル見識を入れるのとはちょっと訳が違うと思っているので、そうするとここの記載というのは、ちょっと充実していただいたり、補足説明資料で明確に同等っていうのを説明していただかないと、
1:03:33	ちょっとわからないかなと思います。いいですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:36	笹井。北海道竹田でございます再説明がちょっと記載が不十分で大変申し訳ございません。補足説明資料を付ける等、わかりやすい表現にしたいとございます。
1:03:49	あとですね、ちょっと場所、
1:03:55	えーとですね。
1:03:57	あと8本文の26ページ。
1:04:03	建築、建屋内系内装材に対する不燃材料の使用と、
1:04:09	このもしくははをつけている理由は何ですかこれ。
1:04:20	北海道北海道電力の平田です。こちら泊の記載としてもしくは、持田といえますかそれ。
1:04:28	これと同等の性能を有することという、指していますのはコーティング剤のことを指してございまして、建築基準法で定められている。
1:04:38	試験をやってみてそれによって同等の性能を確認しているということで記載させていただいてございます。
1:04:48	もしくはこれと同等の性能を有する試験、
1:04:51	建築基準法で認められた試験により確認してらってそういう意味ですか。
1:04:57	はい土肥でございます。
1:05:00	これは先行を導入実績あるんでしたっけ。
1:05:05	記載としては大井の記載もございましてとですね、大岩1、2行目後半です。はいこちらを参考にさせていただきます。
1:05:18	わかりました。はい。ちょっと。
1:05:27	はい。八条の数、ちょっとこれ確認だけで31。
1:05:34	ディーゼル発電機燃料ゆ。
1:05:37	流畅輸送、
1:05:41	これ考え方ちょっと教えてないけど屋外の地下に埋設されてたらこれ屋外になるんでしたっけ。
1:05:51	北海道電力の平田です。屋外に埋設されている弊社で言いますと、ディーゼル発電機燃料貯油槽でございますけれども、他の電力踏まえまして、地下貯油槽は屋外の火災区域ということで記載。
1:06:05	しされているという認識でございます。
1:06:08	はい。これちょっと私よくないかなと思ったんだけど、屋外にあるのか。
1:06:15	わかりましたすみませんはい。
1:06:18	あとは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:25	あとねさっきの繰り返し八本分 33。
1:06:30	ここでね。
1:06:31	さっきと同じ出入口が、及び室内が極めて狭隘で感じる設置困難入口は通常閉止されてて、この記載が先行審査実績でありますかなんですよ。
1:06:44	北海道竹田でございます先ほど、
1:06:47	ご説明した通りでございます私どもがこの1字1句の認識について、新たなチャレンジをするかのように受け取られて大変申し訳ございません。記載を適正このような実績がございませんので、
1:07:01	先行電力の書いてる文言を踏まえまして、記載を適正化して参りたいとご思っております。はい。それとね、今回追加されてるんだけど、
1:07:12	34 ページ以降からずっと書いてあるんだけど、
1:07:17	繰り返し書いてるから問題ないと思うんだけどもともと、33 ページにまた以下に示すかということで掲げた可燃物がなく、可燃物管理下に持ち込んで運営とする方が三階中設置しない設計とすると。
1:07:29	初めにまとめて書いてるにもかかわらず下でもう1回書いていると。
1:07:35	これって多分こんな女川とか見れば頭を書いていて最低限の条件プラス下の条件を書いていると。
1:07:44	いう話なんだけど、これ一左と比べると、
1:07:50	泊が今回可燃物に設置金のスペースはなくて加工。
1:07:54	要は黄色のものをやったら書き加えてるんだけど、これは先ほど言ったようにこれはある意味チャレンジですからね。
1:08:01	集認識を持ってこの記載っていうのをどうするかよく考えてください。
1:08:07	はい。先行の審査実績のない方法をお認めくださいと言うつもりはないので、実際現場の設計を踏まえまして、
1:08:17	記載を適正化して参りたいと思います。
1:08:22	はい。あとですね、
1:08:29	八本分の 55 ちょっとこれ確認なんだけど、
1:08:32	消火設備の電源確保のところ、
1:08:40	ディーゼルとエンジン駆動式っていうのがあって、
1:08:43	このエンジンじゃ何名人のこと言うんですか。
1:08:50	北海道電力、竹田でございますすみませんをですね、両方とも内燃機関で軽油で動くんで、ディーゼル駆動といえばディーゼル駆動なんですね、現場の名称が、
1:09:00	正式名称がこうだから、たまたま表現をこう変えてるんですけどかえってわかりづらくなってるというところもございまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:08	ディーゼルで軽油で動く、そのディーゼルの内燃機関のポンプであるというの、同一でございます。
1:09:15	でやればディーゼル機関ですよ。そうすると、
1:09:19	すいませんその本、北海道竹田でございますが、余りにもちょっとポンプの
1:09:24	正式名称にこだわり過ぎで内燃機関とかディーゼルとかエンジンとか複数の言葉が出て、わかりづらいので、ディーゼル機関等の表現を適正にして参りたいと思います。
1:09:35	お願いします。あとです。これちょっともう前回につき指摘して直した直されてるので、相手なんですけどこれちょっともう1回確認させてもらいたいんですけど、
1:09:46	8条のヒアリング回答リスト。
1:10:00	36番、30だから12分の10ページ。
1:10:05	これ前回ね、私これ指摘したと思うんですけど、
1:10:09	格納容器サンプを除外してくださいというふうな記載がありましたと。
1:10:14	これ最近も言ってますけど、これを三方を除外してくださいという記載は、多分許可のPWRプラントにもなく、
1:10:23	BWRではまさかこんなものはないにもかかわらず、
1:10:27	泊がこの前持ってきてるっていう認識は、
1:10:31	これ大学そう判断されてここに記載を追記されたんでしたっけ。そこを教えてください。
1:10:39	北海道電力兼田です。我々のその火災防護のこのやつってのは発電所側の方にも、火災のそういうSteeringチームというのを作らしてその中で議論して、
1:10:49	まずいろいろ設備等を設置するかということ議論しております。
1:10:53	その上で審査資料作っていきまして、最終的には私が確認して今回も出して、資料を提示してるんですけども、その中で、その火災区画に対してつけるっていうところで、ここだけ特出しするってのはちょっとやはり、
1:11:06	今から考えるなじまないところになってて実際この場所、上部に笠井監事ついておりますので感知できる場所になっております。従いまして今回このところについては訂正させていただきました。
1:11:17	確認自体は、藤は、私のところで最終的に確認して審査資料を出してるというそういう状況でございます。
1:11:26	宮本ですけどこれ別に、もう今更責めてるわけではなくて、要は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:31	このような
1:11:33	先ほど言ったように、何回も言ってますけど、
1:11:36	先行のPでも書いていない、ましてBでも書いていないような記事を、
1:11:42	オリジナルで追加を、
1:11:45	安易にされている箇所がほかにもあるってというような疑念があります。
1:11:52	こういうことがあると。
1:11:55	これは、今回、これ前回見て明らかにこれバクフィットもそうだし、火災審査基準を理解していない人たちが、
1:12:01	書いてるしか思えないんですねこういったって、で、それが一つ見つかるってことは全体として会社として理解されていないというふうにしが見えないので、
1:12:11	先ほど、今回もまだその新たなチャレンジのような記事を持ってこられたりしてると思うので、
1:12:19	これもう加算も石川さんもおられる
1:12:24	国が夢ですけど、
1:12:26	もう今後こういうことをやめていただきたいと、その上で、論点としてチャレンジというかその論点として我々の審査で議論すべきだと思ってる場所については明確にそこで示していただければいいと思いますんで、
1:12:40	その辺の識別をしっかりとった状態で我々とか持っていたかかないと、我々がそれを、
1:12:46	探すっていうことだけはやめさせていた、やめていただきたいんですがいいですか。はい。
1:12:50	北海道電力の石川でございます。
1:12:53	弊社もともとチャレンジと思ってなかったようなこともですね、もう記載の細部に至るまで違うものはさ、チャレンジだということが明確に、ご質問、ご指摘いただきましたので、
1:13:05	改めて今社内できちっと整理をしているところです。それで余計なチャレンジはしないっていう基本方針のもとですね、改めて整理をしているところでもあります。きちっと整理した上でお持ちします。以上です。
1:13:18	はい。なのでその上でまたこっちと私本文とまとめて全部見切れてないんですけど、事業者の方でみずからよく確認してください。もう、
1:13:27	そうしなかったらこれ多分、いつまでこれが同じことになっても困りますんで、よろしく願います。私は以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:39	規制庁の小野です。8の本文の23ページでちょっとわからなくてですね。
1:13:46	先ほど少しご説明があったんですけども、何か止水パッキンの話があって、これ
1:13:57	何難燃剤をしようとする設計としていないがって書いてあって備考のところなんですけど、
1:14:04	1制限が機能喪失したとしても消火栓による消火による影響がないことを確認していてこれ90の方の何か考え方で
1:14:15	これがなくなっても、水が拡大しませんってことを書かれてるっていうことなのかなと思ったんですけども。
1:14:25	ここの何か、
1:14:28	(1)の記載っていうのは、ここそのものがもう燃えることによって、安全機能に影響を及ぼすかどうかっていう、
1:14:38	のが、何か書いてあるような設計の古藤の気がしているんですけどもそうするとこの、
1:14:45	犬塚晋VC対策で、
1:14:48	使用している止水パッキンっていうのは難燃剤じゃないかも覚えますってことで、
1:14:53	理解していいんですか。
1:15:01	北海道電力の平田です。こちらの登載として書いてございます意図としましては当然、パッキンは扉の動く狭いところになりますので、
1:15:14	直接火炎にさらされるとは思ってはございません。ですけども一応そこが不燃材ではないところを考慮しまして、女川では不燃材では大体難燃剤という記載になってございますけども、
1:15:28	それを踏まえて泊の設計として、難燃材ではないところを、一応機能を喪失した場合も想定した上で確認する。
1:15:40	してございますというところで、あくまで想定としては燃えるというような想定はしてございません。
1:15:47	北海道石川ですけども、今のご質問は、パッキンは何年なんですとかそうじゃないんですかっていうそういうご質問ですね。
1:15:55	それにちょっと来答えて差し上げる。
1:16:00	北海道電力の平田です。申し訳ございません。止水パッキン自体は難燃材ではございません。
1:16:10	えと難燃剤でも不燃材でもございません。はい。そうすると、
1:16:18	そうすると、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:21	そうすると、女川は、
1:16:26	不燃性の材料を使用しているから安全機能に影響がないですって言うてるってことで泊は影響があるかもしれないのでって言うことですかそれを何か評価してるか除外してるかとかって言うのは、どこに書いてます。
1:16:40	北海道電力の平田でございます。基本方針の方には
1:16:45	伊勢設計について記載しているのみとなつてございますけれども、債の方で、
1:16:53	泊は何、女川は難燃性のものを使用しておりますけれどももともには難燃不燃ではないというところをちゃ、差異理由として、等でそれでも、
1:17:04	石井水溢水側の方で、評価の補中で問題ないとし燃えて機能喪失したとか、しても問題ないということを再度書かせていただいて、
1:17:18	はい。
1:17:32	北海道電力の平田でございます。申しわけございません火災側の方で取水扉のパッキンが燃えたとしても、火災防護対象機器、
1:17:41	の方に影響を与えることはございません。
1:17:47	そうですねそれどこで読むんですか。
1:17:56	北海道電力の平田です。
1:18:00	現状の記載の中にはそのせ、説明をしている記載がございませんので、す。
1:18:09	そこら辺の方を記載充実、ちょっと差異理由の方かと思っておりますけれども泊の市、
1:18:14	方として設計として火災側の観点で影響がないということを記載させていただきたいと思っております。
1:18:31	と規制庁のです一応女川止水パッキンについては、難燃性のものを使用することによって、影響ありませんよって言うそういう設計にしていますと。
1:18:44	泊については燃えるんだけど、
1:18:48	影響はないって言うことをとりあえず各確認していますと、そういう状況ですって言うことと理解したんですけども、違いますか。
1:18:56	今は影響しないというふうに曾田内田氏は確認してるけどそこについてしっかり説明になるような、最後のところに書くのか少し別置っと書くのかって言うのありますけれども、
1:19:06	可燃性のパッキンを使ってるんだけど、火災防護対象機器への影響がないということを、かけ、しっかり記載するようにいたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:19	すみません、火災対策室の齋藤です。火災防護審査基準の
1:19:24	2.1. 2のところには、安全機能を有する構築物、系統及び機器は、
1:19:31	不燃材料または何千材料を使用した設計であることと、
1:19:36	いうふうに書いてあって、ただしっていうところがあって、火災が発生 することを防止すること。
1:19:45	ための防止するための措置が講じられてる場合はこの限りでないという 文言があるんですけども、私全部追い切れてないんですけどこの止水パ ッキンは、そもそも、
1:19:55	安全機能小いうスルー機器の関係のものではないんですかね。そもそ も、いやどっちなんですかそもそも。
1:20:09	当然、
1:20:19	北海道竹田でございます内部溢水扉自体については、
1:20:27	火災理由安全上重要な機器とか安全機能を有する構築物系統機器には、 火災上は該当しません。
1:20:39	火災対策室の齋藤です。火災上位。
1:20:43	関係ないのに何でそ、文章の中に入れてたりするんですか。
1:20:57	火災対策室の齋藤 S E いやこれって実際にはだから安全機能を有する機 器だからってことで、だから女川何年を使ってますっていう説明を、
1:21:06	して火災防護審査基準等、合わせてますって意味じゃないんですか ねと、私はそういうふうに普通だとそういうふうに理解するんですよ。 もしそうでないんだとすると、
1:21:17	今お話しされたように影響、火災があっても影響がないんですというこ とを、
1:21:23	きちっと説明された方がいいと思うんですよ。
1:21:27	要は、というぐらい単純な話だと私は認識してるんですけども。
1:21:32	北海道電力の受けとめをお伺いします。
1:21:36	すみません北海道電力竹田でございます女川さんが記載されている。
1:21:43	内部溢水対策で使用している止水材止水パッキン自体が、どういう受け とめでここに記載してるかっていう経緯を少し確認し確認いたしまし て、弊社としても、
1:21:57	こちらについて安重機器、患者安全機能を有する構築物系統機器と、
1:22:05	を付すべきなのかどうかを確認して、このパッキンが、
1:22:11	火災上必要、必要、火災上、どのような表現するかというのを適正にし て参りたいと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:27	宮元ですけどそういうところをよく確認してくださいって言ってんですよ。
1:22:34	あれこれ普通に読めば、先ほど室長言われた通り、主語は市安全、安全機能を有する構築物になってますよ。
1:22:41	それを読めば、
1:22:43	わかりますよねそこはね。うん。
1:22:46	右に書いてあるのは、
1:22:51	発火した場合においてもとかって、もう火災を前提で書かれたら、それは駄目でしょっていう話になるので、
1:22:57	そこはよく確認してください。いいですかね。
1:23:02	北海道電力竹田でございますはい経緯を踏まえて記載を適正化して参りたいと思います。
1:23:09	今まで私ちょっと1ヶ所というのは瀬戸藤SEの方の、
1:23:13	込もう。
1:23:14	回答の、
1:23:18	内容が、
1:23:20	これで本当に合ってますかっていう質問をさせてもらっていいですか。
1:23:24	さ資料3-3の、
1:23:29	三分の1ページの、
1:23:31	3番。
1:23:35	これ内容は私は理解してるのであれなんですけど、これ日本語になってますかっていうだけなんですけど。
1:23:48	合ってますか。
1:24:06	要はね、こっこの比較表の16ページと比較して見てもらえばわかると思うんだけど、これ位は言わんとしてることこれちょっと理解してるかどうか確認したいんだけど。
1:24:15	中では10台実力上における学情保護施設である副会長防具に設置されており、竜巻飛来物対象設備を設置していると。
1:24:27	この屋外に設置されている。
1:24:31	要は、
1:24:32	補機冷、
1:24:34	は、
1:24:35	多分SEも兼務。
1:24:37	兼務してるんだよね。
1:24:38	なので、DVDでつけた竜巻ネットを期待した。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:43	来設計方針を変えていると。
1:24:50	泊はって言ったら泊は屋内にあるので、
1:24:53	そもそも建屋で守るので、
1:24:56	ありませんと。
1:24:57	ただし、
1:24:58	一部、竜巻防護ネットは、
1:25:02	設置しているんだけど、それは何のために設置してるか書かれてなくて、一方泊の原子力エキスパート奥田に設置している方手がける関係により、
1:25:12	達明広井防護対策を設置していると。
1:25:16	ていうことは、泊も竜巻飛来物防護対策対策設備に期待したエッセイ対策してるようにも読めないことはないんだけど、
1:25:27	これは、この原子炉補機冷却海水ポンプ自体がSA設備じゃないから、ここを書かなくていいって判断されてるって、どっちなんですか。
1:25:40	すいません
1:25:41	おっしゃる、はい。
1:25:44	泊の原子炉補機冷のポンプも、北海道竹田でございます原子炉補機冷却海水ポンプ止まりも、DBで飛来物防護対象で、
1:25:56	重大事故対象施設であると認識してございます。
1:26:02	で、
1:26:05	そうですね、はい。
1:26:08	で、単純に今この記載だとおく一内、循環水ポンプ建屋の中に、
1:26:14	泊発電所の場合は、補機冷却海水ポンプが存在していて、泊でも、循環水ポンプの建屋の壁の厚さ等の関係から、
1:26:26	その補機冷却海水ポンプには防護ネットを、館野仲田けども設置しているわけで、
1:26:35	本来の趣旨を踏まえると、屋外に設置された重大事故対象施設が、
1:26:41	この
1:26:44	常用、非常用発電機車、
1:26:46	であるんだけど、
1:26:49	この後期冷却海水ポンプ自体も、
1:26:53	竜巻防護対策をSと重大事故対象施設として、竜巻対策をしているという旨の表現を加える方が適正な、
1:27:06	と。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:07	考えますのでちょっと日本語としておかしいところがあるので、表現を適正化して参りたいと思います。
1:27:16	以上ですけど、すいません。
1:27:18	ここにある竜巻ネットは屋内に設置してるんですか。
1:27:24	その兼田です。泊の循環水ポンプ建屋っていうのはスレートで弱いものなので、当然竜巻の飛来物が入ってくる、そういうものになっております。じゃなくて屋内2、
1:27:34	N○ピットの中にSRPがあるんですけどその上をに竜巻防護ネットを張ってる形になっております。
1:27:45	であれば、この16のところに必要なんじゃないのかなと。
1:27:50	そうですね違うんですが、設置の重大事故対処施設っていうふうに区切った場合に屋内なんですよそのPが、そこはちょっとなるほど。わかりました言われてることは私竜巻ネットなんでてっきり屋外にあるのかなと思います。中にはですねそこが屋内に設置しているから、
1:28:07	ここは屋外でもそうなるよこの記載って、それでいいのよ。
1:28:13	わかり理解はしました。
1:28:15	ちょっとこの記載が、
1:28:22	ここ。
1:28:25	竜巻飛来防護対策設備が屋内に設置されてると、この回答で書いてないですよ。
1:28:31	ちょっと先ほど竹中先生もわかりにくいんですよ。SRPは屋内にあって、その屋内の建屋のピットの中にあつてそこは理解してて、竜巻ネットが屋外か屋内にあるかによって、
1:28:45	何の話もあるだろうし、そもそも屋外の重大事故って言うので、もうここに記載しないっていう、そういう判断をされてるとそういうことですか。わかりましたわかりにくいです。いずれも表現を少し修正しましてわかりやすくしたいと思います。よろしくそういうことです。はい、ありがとうございます。私は以上です。
1:29:10	規制庁の永江です。
1:29:12	今日、今日の米、米の回答リストコメント回答リストの資料2-3の資料なんですけど、
1:29:21	そのナンバーの、
1:29:23	46って裏っかわの一番最後のページ。
1:29:28	ナンバー46なんですけどね。
1:29:31	コメン等内容でその安全停止っていうその、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:34	ことばよりはそのコメントとしてはその高温停止、
1:29:41	及び低温停止それと維持してあるんですけど、
1:29:45	そういう何て言う厳密なワーディングに、審査基準になってるんで、それに変えてくださいというコメントなんですけれども。
1:29:55	回答見ていただくと、
1:29:58	その高温停止及び低温停止っていう、それに変えちゃってるんですよ。
1:30:03	機械的に、
1:30:07	ここの何ですかね、ちょっと録音で入ってるかどうかわかんないんですけど、その高温停止、低温停止とそれ維持っていうのが、コメント上はその伝えた話だし、
1:30:20	そもそもその
1:30:21	火災防護審査基準を確認すれば、
1:30:24	高温停止、低温停止に加えて、
1:30:28	維持しているのが必要だっていうのは、認識されると思うんですけど、こうやって
1:30:34	火災防護審査基準を確認されました。
1:30:43	火災防護主、
1:30:47	審査、
1:30:48	基準の記載については、4、4でございますけれども、機械的に井藤を把握せず機械的に帰ってしまったこと、大変申し訳ございません。表現を、
1:31:01	適正にいたし、
1:31:03	で参りたいと思います。
1:31:05	常識的にね。
1:31:07	高温停止、を達成してさらに低温停止を達成するっていうのと、さらにその状態を維持するっていうのは、設備が違っている場合があります。だから、
1:31:18	書かれてることって全然違うことを、さしちゃうんで、
1:31:22	これって
1:31:24	今日の説明されたこのパワーポイントの中にもあるんですけど、
1:31:30	何だかそうそういうのをいきなり出しちゃうと、
1:31:34	一体何に何の基準に基づいて選定しているのかっていうそういう根本的な疑義も生じるような話なんで、
1:31:42	これは必ず直して、直していただいて、それで機械的にコメントを言われたから、機械的に直すんじゃなくて、コメントの意図をね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:54	はっきり確認してわからなかったら、返して聞くなりね。
1:32:01	中でこれ誰もそのチェックしてないと信じられないんですけど、こういう審査基準とか基準にあるものっていうのは、
1:32:12	いろんな階層でね必ず見て必ず当然フィードバックされるっていうふう にこっちを持って、いきなりその言った通りっていうかこの行った時 もその
1:32:23	聞こえなかったかもしれないですけど、その維持っていうのも、
1:32:27	ちょっとそこはわかんないですけど伝え、申請基準をとにかく見てくれ っていうことを言ってるんで、そういうところってこれだけじゃなくて 他のところにもいっぱい散見されるんでね。
1:32:39	ちょっとこういうのはちょっと今頃あるってちょっと信じられないん ですけど。
1:32:44	ちょっとその辺、十分中でね、入ってますけど、ちょっとやっていただ かないともうちょっと我々の方もそこまで見られないですからね。
1:32:58	大変申し訳ございません審査基準、1字1句、またそのコメントの意図 をきっちり踏まえて、どのように表現意図されてどのように直すべきか というのをきちっと社内でも議論して、表現を適正化して、これだけ じゃなくて他のものも、
1:33:14	きちっと適正化して参りたいと思います。
1:33:17	火セ長南です。とりあえず皆さん審査基準はもう最悪何回もしてくださ いよ。
1:33:24	そうしないともう話にならないですよ。
1:33:37	すみません、規制庁の片桐です。ちょっと記載だけなんですけど、比較 表の八条の比較表の、
1:33:45	一番最後ですね 106 ページで、
1:33:49	体制図があるんですけどもう、
1:33:53	これちょっと何か本体資料見てもにじんでるように見えるので、ちょっ と鮮明なものに変えられるのであればちょっとそこは検討お願いできま すか。
1:34:07	北海道電力竹田でございます。この体制図の線だったり文字だったり が不鮮明なので、生命のものに変えて、
1:34:15	修正して参りたいと思います。
1:34:18	規制庁の方よろしくお願いします。あと、
1:34:21	別添1の資料の2の方で、後ろから10数枚めくったところで添付資料3 -3 っていうのが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:30	あって、ちょっとそこで室内の温度評価をやってるんですけども、
1:34:42	よろしいでしょうか。
1:34:44	このかなり余裕のある評価結果ってなってるんで、結論は変わらないと思うのと先行と同様の評価をされてるっていうところなんですけれども。
1:34:54	ここの今日買って、杞憂とアマハ発生熱量と質が移動する熱量のQ Iですか。
1:35:02	バランスで評価が決まると思うんですけども、呼吸あいについて、これちょっと何ていうのは室、室内足表面ですかね。
1:35:12	から室が移動する熱量っていう何か簡単な説明があるだけで、
1:35:18	ちょっとここを具体的にどうやってるのかっていうのがちょっとよくわかんないのと、
1:35:23	あと文章中で、9について室内発熱量って書いてるんですけども、
1:35:30	凡例だとか層発生熱量って書いてるんですけど、
1:35:34	これって同じものなんでしょうか。
1:35:45	そうですねそうですね本部側に書いてます室内発生熱量と総発熱量が同じか、違うのか、表現が、
1:35:56	適正で、ややわかりにくかったり、同一を示しているのか示していないのか、判然としないところがございますので、
1:36:03	記載を改めて適正にして参りたいと思います。そして1点目にございました
1:36:10	Q Iについて、室内足表面から室外へ
1:36:14	移動する熱量、
1:36:16	について、考え方というか、どのような評価で数字を定めてきてるのかっていうことについても、
1:36:26	ご説明して参りたいと思います。
1:36:30	規制庁の方よろしくお願いして後々その室内発熱量のところ、
1:36:35	室内の機器発熱等を使用したところ、読点何が入ってるんですかね。
1:36:48	すいません根拠等をきちっと調べ根拠を明確に調べて、この棟に何が含まれているのか、例えば照明ですとか、ケーブルですとか、
1:36:58	どこまで含めて、としているのかということについても、調べましてご説明いたしたいと思います。町長にして、あとその上のところで最後
1:37:11	質疑温度については原則として保守的になっていう説明があって、
1:37:16	原則以外のものがあるのかどうかであった場合はどうしてるのかっていうところもちょっとわかれば教えていただきたいんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:30	そうですねそちらにつき、原則として保守的などという意味の原則とは何かということについても、改めてきちっと調べ調べてごめんなさい。すみません。
1:37:41	改めてきちっとご説明して参りたいと思います。
1:37:45	規制庁だけであとちょっとすみません、もう1点だけQ Iの、
1:37:50	ここに関係すると思うんですけど、室外温度については原則としてって書いてるんですけど、式の中で、室外温度っていうものが出てこないの でちょっとそこら辺をどう使ってるのかとか、
1:38:04	ちょっと資料中、
1:38:06	うまく全体的に整理をいただきたいんですけどもよろしいでしょうか。
1:38:13	はい。
1:38:15	はい。室内と室外の温度差で、放熱率とか放熱傾斜が決まっていくもの だと思えますけれども、こちらの室内室外のこの放熱Q Iがどのよう に、
1:38:27	算定されて、どのように保守的になってるかというところも、わかりや すい説明ができるように、資料を準備したいと思います。
1:38:39	以上、片岸麻生、評価の考え方について、うまくこうまとめていただ ければと思います。ちょっとそこの検討をお願いします。私から以上で す。
1:38:52	規制庁大塚です。8条のまとめ資料とか比較表関係で他、コメントあり ますでしょうか。
1:39:01	火災対策室の齋藤です。ちょっと
1:39:06	避雷設備話について今コメント回答いただいでるんで、ちょっとすみま せんが、あわせて、幾つかちょっと確認したいことがありますんで例え ば資料の8の、
1:39:20	2で本文そのものがありますよね。
1:39:23	その8条の22ページっていうところをちょっと開いていただくと、 そこに落雷の話が全部書いてあるんで、
1:39:32	それ見ながら、
1:39:35	ちょっと事実関係を友野も教えていただきたいんですけど、ここに書い てある通り、建築基準法上は高さ20メートルを超える建築物にわあ、
1:39:47	J I SのA-A4201-11992か2003のどちらかでっていうふう に書いてあるわけですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:57	障防法はJ I SのA-4201 としか書いてないわけです。ところがそっちは高さ危険物施設であれば、高さには基準がなかったはずなんですよね。
1:40:08	今回、
1:40:10	北海道電力としては、この避雷設備わあ、
1:40:16	建物は20メートルを超えるものにしか、
1:40:20	つけないんでしたっけ、とりあえずまずそこを教えてください。
1:40:40	建物としては20メートル以上のものに、
1:40:43	避雷針をつけてございます。
1:40:47	それは、建築基準法上の話ですよ。高さ20メートルを超えないもので危険物施設はないということですか。
1:41:11	物施設で
1:41:14	北海道電力竹田でございます。泊3号で危険物施設、
1:41:19	平島つけて、
1:41:23	いるものとしては、
1:41:25	補助ボイラー燃料タンク、
1:41:29	なのか。
1:41:31	ございます。
1:41:33	火災対策室の再度それって高さ20メートルを超えてるんですかね。
1:41:41	北海道竹田でございます補助ボイラー燃料タンクについては、20メートルの高さを超えてございません。
1:41:48	そうすると、この記載って何かおかしくありませんっていう。
1:41:53	武田でございます。
1:41:57	社内でも幾つか議論してきたんですけれども、ここの所は原子炉施設はというところで始まっているのが審査基準かと思っております。
1:42:08	一方で、
1:42:13	どうしようか、
1:42:15	一方で
1:42:18	危険補助ボイラー燃料タンクに避雷針を設置しているというふうにこの危険物施設を含めて、要するに、
1:42:26	火災防護、
1:42:29	案前そうなんだよな。
1:42:32	ちょっと社内で議論をしてきたんですけれども、
1:42:36	原子炉発電施設の中にある、その危険物の所定の数量を超えて、平氏をつけている施設を書くか書かないかという議論について、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:46	は、先行電力の記載を踏まえて変えてきていないというところがまだ現状でございます、
1:42:53	避雷針設置施設という観点では、危険物施設で避雷針を設置したものはあるけれども、
1:43:02	うん。
1:43:03	ちょっと正しい理解ではないかもしれないですけど、補助ボイラー燃料タンクについては、安全機能を有するものではないということで、今回ちょっとオオキサイを先行電力合わせて、
1:43:13	してないということでございます。
1:43:20	火災対策室の齋藤ですだから先行で、先行のプラントが何を意図してきちっと書いているのかっていう話をきちっと確認しといていただきたいんですねそれに合わせて泊としてはどうなんですかと。
1:43:32	いう話で別にだからそこをわかった上で変更されることについては別に私はそこまでは思っていないわけですよ。ちなみに、火災防護審査基準は、落雷による火災の発生防止対策として、建屋等に避雷設備を設置することって高さについては何も書いてないんですよ。
1:43:52	とりあえずそれをまず申し上げておきたいというのがまず一つと、あと床会コメント回答では1900、192と2003でまざってるものはないというふうに、
1:44:02	回答されてますけれどもそれであれば、例えば192か2002003かどっちなかで統一できるはずなんですけれどもそうではなくてこれはこの下に、その次に、
1:44:14	避雷設備設置箇所って書いてあるこのA棟、六つの建屋等の中にですね、192と2003がまじってるってそういう意味なんですかね。
1:44:28	とですね北海道で、北海道竹田でございます。
1:44:32	施設を設置したときの県架空の中で、建設確認申請の中で、避雷設備を設置するというふうに、として、届け出をしてございまして、
1:44:42	建屋ができた年限にその時の、合わせて当時のJ I Sで作ってる建屋がございまして
1:44:48	そのうち、泊12号機と3号機以降の施設が設置された時期が異なってくる等ございまして、それぞれの建屋が計画申請するときの実施に合わせて、
1:45:00	記載してございましてしかしながら一つの建屋で、異なる次数の年号を、まじって避雷針つけてるっていうようなことはございません。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:11	火災対策室の最大値ということは、この構築物にはっていうところの次に、硬質構築物ごとに、
1:45:19	どちらかを、で行っていると、ということなんですそれで理解で間違いないですね。
1:45:24	北海道竹田でございますさようでございます。
1:45:28	あともう一つなんですけどこれ私の日本語の関西の違いなのかもしれないんですけど、2003に準拠したって書いてあるんですけども、準拠すること等、告示上は適合させることって確か書いてあるはずなんですよね国交省の告示にはですね。
1:45:44	これは
1:45:48	障防法も確か適合するものとするって書いてあるんですけども適合、適合という言葉を使用せずに準拠って言葉を使用している理由は何ですかね。
1:46:18	法令の用語としては、適合させたものであることを確認するとうございますけれども、先行電力の記載に合わせて準拠したというふうにしてございました。
1:46:28	適合させられない理由はどっかにあるんですか。火災対策室の齋藤ですけども。
1:46:35	北海道電力竹田でございます。基本的には計画申請をして適合する状態で建屋を設置してございますので、適合させた。
1:46:45	適合したものにて設計する等の表現は可能かと思えます。
1:46:50	火災対策室の齋藤です。だから図先行のやつで、どういう考え方でそういう話になっているのかというのを確認して、適正化してくださいってお願いをしてるわけですけども。
1:47:01	他の話もそうなんですけれども要は除去した。
1:47:06	ていう言い方が、要は、イコール適合なんですっていうふうに思ってるっしやるっていうんであれば私の考えが間違ってるんでしょうし、
1:47:13	敵準拠するっていうのは基本的にはそれをベースにしながら何か合わないところは少しその考えに従って行うっていうのが私は準拠かなと思ったりするわけでいや準拠っていうと何かほかに例外が何かあんのかなというふうに、
1:47:25	思ってるんでそういう生き方をするんですよだからその
1:47:30	何だっけ、こういう用語の、特にこの分、申請する文章の用語についてはですね、特に最後のところで適合させるのかそれとも何か例外含みで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:41	全体としてまるっと的、すしているのかみたいなことについての表現の仕方はですねちょっと先行のプラントも含めてちょっと気をつけていただきたいんですね。あと、先ほど申し上げた通り、
1:47:54	建物ごとに違うのであればですねそういうふうにはっきりとちょっと記載しておいていただいてよろしいですか。ここ多分今まで
1:48:02	平井のところってあんまりきちっと見きれてないんだと思うんですけれども、
1:48:09	申し訳ないですけど一応見れるので、一応見確認だけはさせていただきます。以上です。
1:48:17	坂東武田でございます。先行電力のその準拠という言葉が、適合を意味するものなのか、似たような試験、
1:48:28	どうしてもせざるをえないので準拠と書いてるのかそういった経緯を踏まえて、あと北海道電力の各建屋が、準拠なのか適合なのか、どうあるべきかということ踏まえまして、
1:48:39	記載を適正化して参りたいと思います。
1:48:43	また、今後、
1:48:48	そうですね。あと建屋ごとに
1:48:52	適用年限、
1:48:55	設定して、
1:48:57	待ってますので、そのところを記載を、
1:49:02	混在してないというところが読めるように、記載を改めて参りたいと思います。
1:49:08	火災対策室の齋藤です。
1:49:13	あと、とりあえず、
1:49:16	あと高さ 20 メートルを超えるという表現が必要かどうかも含めてですね、確認をお願いしたいと思います。
1:49:22	以上です。
1:49:27	他は地上よろしいですか。
1:49:31	パワポはまだアポはこの後、やろうと思います。
1:49:35	では次 S A の方ですね 41 条の方なんですけども、
1:49:40	いらっしゃってごめんなさい。
1:49:43	41 条の方ちょっと私から 1 点だけなんですけど、
1:49:48	比較表の方お願いします。
1:49:53	比較表の取りまとめた資料の 3 ページの方なんですけど、
1:50:00	No.10 のところ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:03	屋外に設置する火災感知器のところで、最低気温-19度まで気温が低下しても使えるということで、
1:50:12	今回細粒のところに、そのマイナス19度っていうのは設計基準温度であることを書いていただいたんですけど、
1:50:20	コメントリスト。
1:50:21	コメント会、
1:50:23	リストの方にはですね、
1:50:25	一応火災感知器の仕様上、マイナス20度まで機能維持可能っていうことも書いてありますので、
1:50:33	その件もですねこの際、
1:50:35	説明のところに追加をお願いします。
1:50:45	北海道電力の向仲野です。承知いたしました。衛藤。
1:50:49	取りまとめた資料の方に、火災感知器の設計の温度も追記するよういたします。
1:50:59	規制庁大塚です。お願いします。
1:51:02	SAのまとめ資料と比較表関係、何かほかにコメントありますでしょうか。
1:51:15	規制庁の木本です。取りまとめ41条取りまとめた資料のところでちょっと確認というか、
1:51:25	資料取りまとめ辞書3ページで、
1:51:32	凍結の
1:51:35	なぜ凍結シーンの深さについてなお書きで書かれて、
1:51:42	いるじゃないですか。これって、
1:51:45	比較表って別に最後残ったりするものではないんじゃないかなと思ってるので、これって何でまとめ資料に、
1:51:53	最後言えなくていいんですかこれ700mmの根拠ですよ。
1:52:01	どう考えてますか。
1:52:12	北海道竹田でございます。今はですねその再説明のところの*1で下に飛ばしまして、北海道開発局道路設計用用及びという、
1:52:24	その簡略化した記載になってございますので、そちらにきちっと、どの容量のどこの図書、何なのかというのがきちっとわかるように、書いて参りたいと思います。
1:52:37	規制庁秋本です。わかりましたそれが書いた方がいい。書かないと、ちょっとここの根拠がよくわからないので、書くべきなんだろうなあとは思いつつで600、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:48	2よりも深い設定で保守的にやっているんだと思うんですけど、その、何かせ、これもちよっとこれ見ただけだと、何でじゃあ700にしているのが、
1:53:02	いまいちよっとよくわからないのが気になってるかなと思うんですけど何か、この設定根拠ってもうちよっとかけんことあるんですか。
1:53:21	北海道竹田でございます。
1:53:23	そうですねそうですね保守的に見てっていうことを、
1:53:28	10センチ達してると、これは現場の作業の方とか、
1:53:33	計測とかするときに、やりやすいちょうどきりがいい大きい工場着とか当てて、2人とか深さ測ったりするんですけども、そういったところで、保守性、保守的に10センチ見て、
1:53:44	歩設定とするとか、そういうような表現を記載して参りたいと思います。
1:53:50	規制庁秋本ですわかりました。まとめ資料に書く時にちょっと適正化して、記載していただいた方がいいかなと思いますので、そこを検討いただければと思います。
1:54:02	それ等、あとディーゼル発電議長言うそうでしょうけど、
1:54:09	書いてあるところさっきちよっと、
1:54:12	は見つけたんですが、
1:54:16	ごめんなさいページはちよっと見失ってしまう。
1:54:20	丹です。
1:54:23	水泳少々お待ちくださいすいません。
1:54:55	規制庁秋本ですすみませんえとは、41本分10ページなんですけど、の、
1:55:01	何か、
1:55:02	これって本当に女川と一緒にの事言ってるのか。
1:55:05	よくわからなかったんですけども名があって、すいません理解しなだけなんですけど、各ガスタービン発電機、
1:55:14	初発電設備軽油タンクって、完全に屋外なのか地下埋設なのかって、何かわかりますか。
1:55:26	泊と同じ状況なのかどうかは、
1:55:29	わかんなかっただけなんですけど、
1:55:36	電力の平田です申し訳ござい私の記憶くうの中での回答にはなっておりますけれども、私が資料確認したときの記憶では埋設されていると。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:48	泊と同じという認識でございます。規制庁秋谷です。ならわかりました。もう一文なんか足すべきなのかどうかをちょっと、
1:55:58	思っただけなのでわかり理解しました。はい。私からは以上です。
1:56:09	S Eの方。
1:56:11	お願いします。
1:56:24	規制庁西野です。今の41条の関係で、
1:56:28	ページの方が41杯5本部-55。
1:56:35	になるんですが、
1:56:37	こちらの方に消火設備の説明の図がありまして、
1:56:45	こちらの方、自分の認識では、煙感知器と熱感知器が、
1:56:50	作動して消火設備、
1:56:52	が起動するという認識でおるんですが、この図の方を、
1:56:58	それとはまた違うようになってるような気がするんですが、
1:57:03	ちょっと説明の方お願いします。
1:57:13	北海道電力の向井仲野です。
1:57:15	弊社の全域ガス消火設備の起動ロジックにつきましては、
1:57:23	江藤、こちらの図10ポツ2図と同様でして、煙感知器と熱感知器のAND以外にも、
1:57:33	熱と熱、
1:57:36	とのANDですとか、煙煙のANDでも起動するようになってございます。
1:57:44	了解しました。
1:57:46	この場合ですと、仮に、
1:57:48	熱と煙、
1:57:51	がさどうしても出ない場合というの也被えられる。
1:57:54	ということで終わったですか。
1:58:00	北海道電力の向仲野です。
1:58:03	熱と煙のANDでも起動いたします。
1:58:07	なので熱と煙、熱と熱、煙と煙の三つの3種類のロジックで動くなんでいうの。
1:58:16	3パターンのロジックで動くようになってます。
1:58:21	規制庁西野です。了解しました。
1:58:28	はい。清野ほか、コメントありますでしょうか。
1:58:34	よろしければ、最後ですねパワーポイントの方の確認に入りたいと思います。少々お待ちください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:57	火災対策室の齋藤です。この資料1のパワポなんですけど、まず全体構成として、
1:59:03	何を、どういう構成になっているのかをすいません
1:59:11	確認をしたいんですね。
1:59:15	1ページ、1ページは目次で、2ページが一本日の説明事項って書いてあって、3ページからが目的及び全体概要って書いてあるんですけども、
1:59:27	この全体概要で、
1:59:30	本当に全体概要なんですかねこれって泊で行う対策の特徴をただ述べているだけのように見えるんですけども、本当に全体概要なのかどうかについてすいませんまず確認させてください。
1:59:49	北海道電力の向井仲野です。衛藤全体の構成としましては、まとまりの特徴の大方針の部分を、
2:00:00	こちらの目的及び概要に記載をしておりますので、大方針の部分についてはこちらの方で記載できていると考えております。
2:00:12	火災対策室の斉藤です。私は、この11ページ以降の選定の話以降が、これが全部火災防護審査基準、選定以降ですね他、
2:00:25	10、
2:00:28	選定があって15ページから、火災区域の話とか、それから16ページから火災の発生防止っていう形で、火災防護審査基準に沿ってどういうふうに対応しますって書いてあるからこっちが概要だと思うんですね。
2:00:42	この前に書いてある話わあ、全体の概要ではなくて、あくまでも泊で行う対策の特徴であって、
2:00:52	これが全体の概要っていうと、実際に、
2:00:57	本当にそうなんですかっていうふうにもう一度確認しなきゃいけないんですけども、
2:01:03	要は、
2:01:05	泊として行う対策の特徴のところを述べた後に、資料の構成としては、概要の話がつかかっていると、いのかとかその上、その続きで、
2:01:18	対策の概要が述べられているという認識なんですけども、
2:01:24	私の認識で間違いがあるのか、間違いがあればそこを指摘してください。
2:01:32	北海道電力竹田でございます。
2:01:36	なるほど。ですね、まずこれどうやって作ったかって二つ、ちょっと考えたことがございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:01:44	まずは先行電力で概要を、この審査会合の場でどうやって説明してきたかっていうパワーポイントを見まして、そのレイアウトに合わせようって考えたのが1点。
2:01:54	それと、5分で5分で設置交付、ちょっと、
2:01:59	違うかもしれないですけど5分で、一旦その説明を終えるという終えるというお時間をいただいておりますので、そのとき、
2:02:09	2、5分で説明し切る範囲、内容ってどんなことでしかもそれが全体をカバーするってどんなことだろうって考えまして、1ポツの
2:02:19	初めの8ページぐらいまでは5分でいけるんじゃないかとその5分で入って且つその発生防止、感知消火影響軽減、
2:02:30	それらを記載できるようにまずしましょうという点と、今日何を説明するんですかっていうところを元に入れたいといけないというところで、黄色い
2:02:41	ページで書いてます目次の次のページを入れて作りまして、それ以降に、どのオーナーさん等が書いてきている特徴ですとか、ちょっと踏み込んだ、
2:02:52	どういうふうに泊がやってるんだっていうところを書いていって資料構成してきたと、いうことでございます。
2:02:58	火災対策室の齋藤です。
2:03:01	ですから、
2:03:02	要はここって概要というよりは、要は実際に説明することっていう話が火災防護審査基準に基本的に沿って対応しますという話の宣言があって、
2:03:13	その際に泊としての対策の特徴について述べさせていただきますっていう話で、8ページまでの話があると思って、そうするとその次に9ページ10ページに特徴って書いたのがこれ何って話になるわけですね。
2:03:28	実際にもっと細かな、概要については11ページ以降でまとめてますっていうふうに、
2:03:36	という構成なのかなというふうにとらえたんですけども今のお話を聞いててやっぱりそんな感じなのかなあというふうに、
2:03:44	気がするんですけども、別にあれですよ、内容がどうこうという話ではなくて構成として一番最初のね。
2:03:51	7ページまでの8ページまでのところで、全体概要って書いてあるんで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:03:59	前だからこれが本当に概要なんですかって話をですね、質問させていただいただけなんですよね要はあくまでもこれっていうのは、
2:04:09	泊として力を入れて対策をする特徴の部分なんですよねっていうことの確認だけであればそれで今はいいんですけれども、ということよろしいですか。
2:04:19	審査適合をいたしますようにて、審査基準で求めているものに対して泊では、このように対策していくということを記載させていただいてございます。
2:04:31	火災対策室の齋藤です。それで、すみません、9ページ1ページにこの特徴って書いてある表があるんですよね棒の発生防止感知消火影響軽減のこの、
2:04:41	三行に、
2:04:42	で構成されてる表があるんですけども、
2:04:44	これはどういう位置付けなんかをすいません教えていただいてもいいですか。
2:04:49	北海道竹田でございます
2:04:53	泊の、より踏み込んだ特徴を書こうというふうに書いてきたんですけども、結局は、1から8ページ、またはこちらにございます。
2:05:03	11ページから最終ページまで、
2:05:07	のことを、ただ単に進行バージョンというか、同じような記載になっていてあまりその特徴というところが、なかなか
2:05:15	他社と同様にして何かチャレンジするわけでもないんで、同じような記載が3段階濃淡量の多さがあるって記載されてるような状況なので、
2:05:26	今こう見ますと確かに
2:05:29	元の1から8で言ってることをもっと短く書いていただけっていうような感じもしますので、
2:05:36	ちょっと内容を考えまして、不要であればこちらを私どもとしては、削除するなり、考えて参りたいと思います。火災対策室の齋藤です私削除しろとまでは申し上げるつもりはないんですよね。位置付けとして、
2:05:50	いやこれって八幡〇は、何か補足の何か話があるのかなと思って。
2:05:58	見てたここに書ききれない特徴の話の中で補足をしておきたいんですみたいな話が、
2:06:04	あって、後ろのページでは多分読み切れないだろうからっていう話なのかなというふうにも思ってたんですけども、すみません9ページ10ページはちゃんと読んでないので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:06:15	なんですけども、いや要は説明の
2:06:19	資料の構成として、
2:06:21	どういうイメージになってるかっていうところをですいませんけどもしっかりとご説明いただいた上でですねそれで端的にご説明いただいた上でですね当日、
2:06:33	8 ページまででご説明をされるというのであれば
2:06:39	後ろのページとの関係も含めてですね、さらっとご説明いただければなというふうに思ってます。ここは私はそういう認識でずっと昨日1日なという構成なんだろうなというところから、
2:06:53	ずっと見てたんですけれども、
2:06:55	私の理解で間違っていないですかね。
2:07:01	ある、北海道だけでございますおっしゃる通りで、まずは、一番初めの8 ページまで対策を行って、10、あと、
2:07:11	本来なら泊の、もうちょっと踏み込んだ特徴的なことを、書ければよかったんですけれどもいまいちちょっと同じようなことを書いているようなところが、
2:07:20	ありまして11 から最後のページっていうのが、より子細に泊がどういうふうに各項目に対して適合していくかという対策を書いているところで、9 ページが
2:07:32	何か、これとってその泊トピカルっていうところが、
2:07:35	ないような状況なので、ちょっと必要性を含めて少し考えたりまた記載について少し考えたいと思いますけれども、説明の時にはですね、位置付けを少し補足した上で、
2:07:48	全体、こういう構成になってますということもご説明したいと思います。
2:07:55	床、火災対策室の齋藤ですちょっと細かい内容はいろいろあるんですけれどもちょっとさ、そんなに時間が今ないのでとりあえず全体の話としては当日は8 ページまでのところをご説明され、
2:08:08	出るんですかね。9 ページ10 ページのこの特徴定評はこれはどうされるんですか当日、
2:08:17	えっと考えますけれども基本的には、正直、前と後とつなぐ、同じような内容になってますんで、
2:08:26	90 については、本番にあたっては今回、
2:08:31	消去するというか、外させていただきたいと思います。
2:08:37	はい。私の話としては、とりあえず今の段階としては以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:08:47	規制庁大塚です。ありがとうございます。
2:08:49	それでは次私から確認させていただきます。
2:08:52	まず、2 ページの方をお願いします。
2:08:59	2 ページの一番下の矢羽根当社が自主的に変更したものっていうふうに書いてあって、
2:09:06	四つ書いてあるんですけど、これそれぞれ具体的にどのような、
2:09:11	変更なのかっていうのはどっかにまとまっていたりしたのでしょうか。
2:09:50	北海道電力の向井仲野です。
2:09:52	こちらの2 ページの矢羽根の、
2:09:57	矢羽根の部分につきましてはこちら
2:10:00	比較表等を取りまとめた資料の
2:10:04	方で、記載をしている。
2:10:08	先行実績等を踏まえた、泊3号炉のまとめ資料の変更事項。
2:10:14	に記載しているものを、こちらの方に矢羽根で書かせていただいているんですけども、こちらの矢羽根の部分の具体的な
2:10:25	説明については、こちらのパワーポイントの方には記載しておらず記載場所としましては、それぞれのまとめ、
2:10:35	A C A さん。
2:10:42	そのまとめ資料の中身を見ていただくような形になります。
2:10:49	規制庁大塚です比較表の取りまとめた資料の、
2:10:54	中に何番と何番が、
2:10:57	どれに該当するかとかそういう、
2:10:59	仕分けはできない感じですか、中身を見ていかないとわからないですかね。
2:11:19	規制庁大塚です。
2:11:25	北海道石川ですけどもご指摘の趣旨は、まとめ資料の方ではわかるかもしれないけれども、当日はパワーポだけで議論するのでパワポの中だけの説明をクローズするように、
2:11:37	しなければいけないと思うんだけどその辺はどういう関係性になって、どういう整理になってるんだっていうそういうご質問かなというふうに受けとめてるんですけどそんな、そんな受けとめでよろしかったですか。規制庁大塚です。
2:11:48	今はですね審査会合というよりは、ただ単にですね自主的に変更したものの。
2:11:54	が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:11:55	具体的に何なのかっていうのを、
2:11:59	同じだけなので、どっかにまとまったら、場所を教えていただきたいなと思ったわけです。
2:12:06	わかります。趣旨は、
2:12:07	はい。
2:12:16	北海道電力の向井仲野です。
2:12:18	とですねこちらの矢羽根のそれぞれの項目の具体的な内容につきまして、江藤まとめたものはなく、やはりそのまとめ資料の中身をちょっと一つ一つ見ていただくというものしか現状ない状況です。
2:12:40	丁重妙ですけど、これ2ページ目に、
2:12:44	本日の説明事項って書いてあるんですよ。
2:12:49	本日の説明事項。
2:12:55	で説明されないですか。
2:13:00	北海道竹田でございますちょっとこのパワーポイントでクローズする、して説明し切るという内容ではないのですね。
2:13:08	本日説明する。
2:13:11	ものではないということで記載を削除いたします。
2:13:21	規制庁大塚で承知しました。
2:13:23	ちょっと
2:13:26	その内容が、その先行プラントの審査事件を踏まえたもので、
2:13:30	どの内容が自主的な変更なのかちょっと知りたいので、先行プラントの実績を踏まえたものは、
2:13:36	特にはいいんですけど、
2:13:38	自主的に変更したもののう。
2:13:41	についてはもし可能であれば何かまとめていただけるとありがたいです。
2:13:47	審査会合資料とは別2ですけど、はい。
2:13:53	北海道電力の向井中間宇津、承知いたしました自主的な変更したものにつきまして、まとめたようなものを、ちょっとどういうふうにお出しするかちょっとこちらで検討させていただきたいと思うんですけども、お出ししたいと思います。
2:14:09	規制庁大塚です。多分比較表の最初の取りまとめた資料の方につけていただくのがわかりやすいかなと思いますので、検討をお願いします。
2:14:32	規制庁大塚です。続きましてパワーポイントの6ページをお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:14:40	火災感知設備のところ
2:14:44	非アナログ式の感知器を組み合わせた例が書いてあって、設置場所がそれで、
2:14:50	3項目あるんですけど、これそれぞれの環境条件がどういう条件なのか、資料から読み取れなかったので、
2:14:59	もし可能であれば追加をお願いします。
2:15:05	北海道電力の向井仲です。申し訳ございません。確かにこちら、使うような環境条件の部分がわからなくなってますので、こちらの環境条件を追加させていただきたいと思います。
2:15:19	規制庁大塚です。お願いします。当一番表の一番下の、
2:15:24	燃料ゆサービスタンク室なんですけど、
2:15:27	右側の誤作動防止の欄のところの2ポツ目で、
2:15:32	熱感知器は原子炉格納容器と同じって書いてあるけどちょっと、
2:15:37	言葉足らずでですね何が言いたいのか。
2:15:40	わかりづらかったので、
2:15:42	ちょっと補足をさせていただいてよろしいでしょうか。
2:15:57	北海道電力の向井中野です。こちらの熱感知器は
2:16:04	衛藤環境温度よりも高い温度の設定温度のものを使用するという、
2:16:09	趣旨を書きたかったんですけども、申し訳ございません、こちら原子炉格納容器と同じという原子炉格納容器にも、非アナログ式の感知器、熱感知器を使用する。
2:16:21	場所にはなってるんですけども、ちょっとこちら、記載ぶりが大変申しわけありません
2:16:31	原子炉格納容器と同じではなく正しくは、
2:16:35	環境条件に合わせて、設定温度よりも高い温度の設定の火災感知器を使用するというふうに、こちらの記載を修正させていただきたいと思います。
2:16:47	規制庁大塚です。承知しました。
2:16:54	火災対策室の齋藤です。これ今度のヒアリングというよりも今後ちょっと追々確認しなきゃいけない話なんですけれども、
2:17:04	この、今この6ページで書いてある内容、
2:17:07	ていうのは、これは火災防護審査基準の2.2.1で、火災感知設備って一番が選定の話2番は設置の話3番が電源確保の話4番が、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:17:19	中央制御室での監視の話というふうにあるんですけども、この6ページで書いてある話で、その一番の選定の話と2番の設置の話がごっちゃになってるのかそれとも、
2:17:31	一番の選定の話だけなのかって言うと、どっちなんですかこのの位置付けについては、
2:17:43	北海道電力の向井仲野です。こちらにつきましては火災感知器の選定の話に記載してございます。
2:17:54	火災対策室の齋藤です。この選定のはなC、D、環境条件によってありますってこれ多分0だと思うんですけども、
2:18:03	てことは環境条件が全部ズラッと整理、整理されるっていうことになるんですかね今後、
2:18:11	いや、要はですね選定することって言った時2、やり方は幾つかあるんですよね。実際にはそれは先行の、
2:18:19	PWRの話も、の設工認の話も含めて見ていただきたいと思うんですけども、
2:18:26	選定する時2、とにかく可能性のあるものは全部選定しておいて、あとは環境条件とか設置条件に合わせて、ひたすら振り分けていきますとその選定されたもののリストの中からっていうやり方もありますし、
2:18:41	今ここに書いてある通りひたすら全部環境条件を並べて、
2:18:45	それに合わせたものを、一つは、確定させた上で設置方法をまた別途それに合わせて検討していきますってやり方もあるんですよね。
2:18:54	何かこれを見てると、今後者の方を何か選択されてるような気がしていて、それはそれでいいんですけどもそう、今のご説明の形になると、環境条件って、
2:19:05	どういったものを環境条件として選択していきますみたいな話が、
2:19:10	出てくるんですけどもちょっとそこら辺
2:19:15	要は選定の考え方についてですね、
2:19:19	きちっと他、PWの設工認の話とかも見ながらですね今後の自分達乗せ購入の話も含めてですね、ちょっとどういう関係になるかは考えていただきたいと思ってますんで、とりあえず、ここが、
2:19:33	この環境条件というものを出したことについて、どういう意識を持たれてるのかなっていうことをですねすいませんパワーポイントにすればそれほどよ、こういったものが明確化するんでも、文字、文字と別にですねちょっとすいませんがそこは
2:19:48	また別途確認させていただきますのでよろしくお願いします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:19:56	北海道電力の向井仲です。承知いたしました。
2:20:00	衛藤今後ご確認いただくものとして理解させていただいたんですけども、
2:20:05	設置場所と環境条件の関係、しっかりわかるように整理させていただきます。以上です。
2:20:12	はい。火災対策室の齋藤です。よろしくお願ひしますそれで先ほど大塚からも申し上げた通り、ここの文章の中で一つ、二つ目の黒、黒の丸のところで、
2:20:22	環境条件を考慮するというふうに書いてあるんで、この説明する時にやっぱり環境条件が入ってないと、下の表の説明になりませんよねということだけはすみません私からも、改めて、
2:20:33	お話しさせていただきます。よろしくお願ひします。
2:20:39	規制庁大塚です。私から最後なんですけど、
2:20:42	ちょっと軽微なコメントで9ページをお願いします。
2:20:46	ちょっと先ほど室長の方からの構成の話もあってこのページがどうなるのかちょっと、
2:20:51	ご検討いただくんですけど、
2:20:53	表の
2:20:55	上の方の火災の発生防止の方の、
2:20:59	難燃ケーブルの1行目のところで、
2:21:03	最後のところで使用すること。
2:21:07	淘汰って戸上続いているのでちょっとここ、修正をお願いします。
2:21:12	はい。
2:21:16	北海道電力の向井仲野です。申し訳ございません承知いたしました。火災発生防止の内容の部分、今度は三つ並んでるんですねこちら適切に、
2:21:26	修正するか後は先ほど竹田申した通り、ちょっと削除するのかちょっとこちらで検討させていただきますけれども、はい。修正させていただきます。
2:21:37	規制庁大塚です。私からのコメントは以上になりますパワーポイントについてほかにコメントある方いらっしゃいますか。
2:21:49	すみません細かい内容で、本当はいっぱいあるんですけど、とりあえず
2:21:54	ちょっと岡の確認しときたいことがですねちょっと7ページ見ていただいているか消火設備のところなんですけど、
2:22:02	消火設備の考え方で特徴は書いてあるのかなと思いつつ、すみませんこれ全体像が全くわからないんですけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:22:13	ようわー泊としてわあ、
2:22:16	ガスがメインだという話なんですかねそれとも消火栓等で全体を網羅した上で特定のところにガスを設置するというような考え方で持っていくのかっていうのが、
2:22:27	何かちょっと見えないんですけれどもとりあえずこの消火設備の全体の、
2:22:31	考え方について、何かちょっと短い言葉でわかるように教えていただいてもいいですか。
2:22:39	北海道武田でございます北海道電力泊発電所3号炉は、全域所全域を区画としてございますので、基本的に、
2:22:50	全域ハロンあるんじゃ、佐原の消化を採用しているというところがございます。
2:22:59	火災対策室の齋藤です。下の方2市消火栓の後、下の方には後ろの方に消火栓の話が入ってますよね消火栓の水の確保の話が、
2:23:10	なんで逆にだからなおさらお伺いするんですけども消火栓の話と、ガスの話と、どっちがどうなってますかねみたいなのところをですね
2:23:21	ざっくりと教えていただければと思っているんですけども何、資料というと、後ろのページの何ページだったかな。
2:23:30	23ページのところ2、水源が多重化して、等々の話が入ってるんですよ。
2:23:40	火災防護審査基準上も、火災区域にきっちり消火栓をつけてくださいというふうに、
2:23:49	書いてあるんで、それはそれでそうなんですけれども、
2:23:53	その辺要は消火方法も二重化するっていう考え方なのか、それともあくまでもガスが優先であって水についてはもうほとんど補助的な扱いなのかなあと。
2:24:05	いうふうにとらえておけばいいのかその辺がどういうふうにお考えなんですかねということで、逆に言うと、今のこの7ページのこの御説明のされ方をすると、基本はもうガスが、
2:24:17	もうメインであって、消火栓は補助的ないつ位置付けとして扱ってるんですっていうようなイメージに見えるんですけどもそれはそれで正しいんですか私の認識は。
2:24:30	北海道竹田でございます。ご認識の通りで全域をまず、ガス消火をメインとしまして、屋内消火栓屋外消火栓は、適正に配置してるんですけども、そちらサブ的な、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:24:41	意味で使ってるっていうような概ねの概要でございます。
2:24:47	はい。は、火災対策室の齋藤ですわかりました本当はそういったところを言葉ですすね当日補足していただきたいなと思うんですけども。
2:24:56	等ちょっと細かい話で、ポツが三つあって、真ん中のポツで自動消火設備は全域ガス消火設備を設置っていうふうに書いてあるんですけども、この善意キーっていうのはね、火災区画に対しての全域なんですかねそれとも。
2:25:12	火災区域であるとは思ってないので、火災区画としての全域なのかそれともまたもっと別の、
2:25:18	単位として要は局所極小法シャワー。他のプラントで使ってるような局所放射は基本的には採用しないで全域だけでやるんですというような意味なのかどっちなんですかこれは。
2:25:34	北海道竹田でございます
2:25:38	弊社も
2:25:40	建屋を全域消火ガス選んでますので、局長基本的に例えばBWRですと、トレイを3時間耐火で巻いてその中を区画整理して、
2:25:53	と、
2:25:55	冷却、冷却でごめんなさい消火するっていうものをつけてますけども北海道電力は基本的に建屋の区画、
2:26:03	全域でハロン消火するっていうのがまずメインでございますそれで、一部、二酸化炭素消火装置を部屋ごと丸々使ってる、ディーゼル発電機室、
2:26:15	あとはケーブルトレイ中央セクション下のケーブルフロアダクトがございますけれどもそちらもイナータガスを消火する、その区画を全部イナータガス全域で消火するっていう、
2:26:27	思想で作ってございます。
2:26:30	火災対策室の齋藤です。要は説明されたいことっていうのは火災区画全体に対して、全域のが数、
2:26:39	消火設備を活用しますということをこの二つ目のところはおっしゃってるといことなんですすね。
2:26:47	北海道だけでございます。その通りでございます。もう少しわかりやすい表現ができるかと思うので、少し表現改めたいと思います。
2:26:57	火災対策室の齋藤です私は直せと言っているのではなくてきちっとその時に説明をきちっと補足して欲しいということですので

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:27:07	すいませんがわかるように、ご説明を補足していただければと思っています。
2:27:15	あと、今のお話を聞いてると、系統分離対策のところ、がつつりとお考えを、多分1時間耐火+感知消火の話を、
2:27:26	がつつりと聞かしていただく形になるだろうなと思ってますんで、それはそれで別に今回の審査会合ではなくて今後の具体的な対応のご説明の中で、
2:27:37	教えていただいて、いろいろとですね、お話を伺える。
2:27:42	伺うことになるだろうなと思ってますんで、よろしく願いいたします。
2:27:49	北海道竹田でございます系統分離について、をし、ご説明できるように、資料を整えて参りたい特にその先行の工認で、
2:27:58	検討分についてご議論があるということも、PWRさん、他電力から伺ってるところもございますので、その辺の考え方議論を踏まえて適切に説明できるようにして参りたいと思います。
2:28:16	原子炉規制庁宮尾です。私の方から、先ほどちょっと言いかけた2ページの方はよく事業者の方で確認してから、記載を適正化してください。もうどう直せとかそういうのは事業者でよく考えてください。
2:28:28	あと、当社が自主的に変更したこのさっき系統購入の話出ましたけど、
2:28:32	まず系統分離っていうのはもともと設置許可では、
2:28:37	決まった話です。なので見直しも何もないはずなんですけど、なのでここに記載しているのが、少し若干不思議には思います。
2:28:47	よくそこは事業者の認識不足ってだったのかどうかよくわかりませんが、設置許可で決めた系統分離っていうのは、何も変わってませんので、
2:28:58	その辺はどういうふうに説明されるかはよく考えてください。説明されるかどうかわかりませんがはい。
2:29:04	あと、ここに書いてあるさっきちょっと大塚が言ったのはあれですけど、
2:29:10	火災区域区画の見直しっていうのも、
2:29:13	これそもそもそこがバックフィットでもともとなっていて、
2:29:17	見直しも、何ももともとちゃんとやりなさいよっていうことに対してそのまま、
2:29:24	やるだけであって、何らこっちは見直しを求めたものではないんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:29:30	そこは事業者が自主的に何か見直したんですたっけ。
2:29:34	ちょっと教えてもらっていいですか。
2:29:42	北海道電力の向井仲野です。
2:29:45	衛藤こちら火災区域区画の見直しというのはですね
2:29:50	2017年当時に
2:29:53	設定しておりました、火災区画で消火設備、自動、
2:30:01	自動消火設備を設置している。
2:30:04	場所等設置していない場所が一つの区画になっておりまして、そういった部分弊社が管理面含めまして、
2:30:14	こちらは消火設備を設置している場所と設置した場所価格で分けて、現状はそのせえとし自動消火設備がついている。
2:30:24	ちょっとついてない場所が完全火災区画で分かれているように、火災区画を見直したというもので、火災区画の見直しと記載させていただいております。
2:30:35	規制庁宮です。
2:30:37	もうちょっと今説明された内容がよくわかりませんが、要はねここに書くということはすぐに我々にヒアリングで説明した内容でないと駄目なんですよ。
2:30:48	自主的に変更した内容。
2:30:51	もし書くんだったら今後説明していきますっていう、
2:30:55	説明にしてもらわなきゃいけないわけですよ。
2:30:58	なので大塚がさっき指摘したようにここで説明するならここについてなきゃいけないし、今後説明するのは今後説明するって書かなきゃいけないし、
2:31:05	その識別はよくつけてくださいねって言ってこの本日の説明事項っていうところに、今言ったように、今の子をそれぞれ書いてある内容っていうのは、
2:31:15	我々は何一つ聞いた話ではないのでまだ、
2:31:18	違いますよね。まだ説明受けてないですよ例えば、火災影響評価の最新化なんていうのはまた共益費影響評価の結果ってまだ出してないですよね内にね。
2:31:30	どう。武田でございます少し私どもの認識が、
2:31:35	一致しててすみません
2:31:38	ちょっと待ってくださいねえと、2017年当時に1回説明したっていうところは、1回、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:31:44	なしで、今、審査基準に対して弊社がどのように適合してるかをいうのが初めて説明するっていう位置付けの理解で、ちょっと2017年で1回この部分で説明してるんですか。
2:31:59	北海道竹田でございます当時仲本室長なり、三浦市長なりがいらっしやったところに、当時、系統分離対策ですとか、区域区画とか影響評価について、一旦説明した部分というのはございますけれども、
2:32:13	しかも、でも、それも説明したと言ってもヒアリングでちょっと聞かれたとか、現地調査とかそういったものも含んで、私の認識は書いてございますので、正式な場で、審査会合で説明したかと言われると、
2:32:25	説明してない部分というのが多々あるかと思っておりますので、そういった意味では、ただ単に北海道電力社内で一旦こういうふう考えてたものが、今、先行電力を踏まえると変えなきゃ。
2:32:37	いけない指摘をさせていかなきゃいけないというところを書いているだけなので、ちょっと記載としては適切じゃないと考えてございます。
2:32:45	わかりました綿Cが、言ってたのは今、過去に説明したものをもう一度説明しろっていうつもりはあまりないです。当然ながらそれは審査上それはやっぱり、
2:32:56	いつかこの審査会合なり、説明して最新化の火災評価説明してますよっていうものを、また今後、審査会合で説明しようと言うつもりはありません。
2:33:05	ここで書いてあるというのは私は
2:33:08	今回審査の再開に伴って、その前に出したのから変更したものがここに書かれてると思ってるので、
2:33:17	んであれば当然説明が必要かなと思っております。なのでさっき言ったように系統分離対策の見直して言いながら、そもそも系統分離の見直しするような話が、私がさっき言ったように、あったんですかと。
2:33:30	そもそもそれ通りその設置許可でもともと我々に、以前の会合なり基準の審査で説明していた内容から、もともと変わってなくて、
2:33:40	より詳細な内容についてそれに基づいた詳細の内容について説明しますっていうならわかりますと、
2:33:47	基準も何も変わってませんからねその部分については、
2:33:50	なので、笠井企画についても、要は先ほど言ったように、事業者の方で何らかの対策があつて、見直したのでその説明を、要は改めてしますっていうならそこはしてくださいと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:34:02	いう話になります。埋設消火配管の一部地上化っていうのも、これも前回説明してなくて、前回ってか再開前まで説明してなくて、今回変更してあるんだったら、それは当然説明しなきゃいけない内容になりますし、
2:34:16	その識別で抑止してもらって、今回のヒアリングまでに説明してるものについては、つけてもらわなきゃいけないし、
2:34:24	今後説明するものであれば今後説明するっていうふうに分けてもらわなきゃいけないと思うんですよね。
2:34:31	その部分ちょっと識別できてますかねって。
2:34:36	やっぱり北海道武田でございますししっかり設置識別して参りたいと思います1点確認なんですけれども、2017年当時に、
2:34:47	1度お示ししたというのが、ヒアリングや現地調査で伺って、それをヒアリングで返してるようなものっていうのは、説明したことにはならないという理解でよろしいでしょうか。
2:34:59	はならないですね。
2:35:01	はい、北海道竹田です。了解です。
2:35:05	でも、会合で説明して、承認終えたもの。
2:35:10	が、その時点での確認行為に至っていて、ヒアリングは確かにヒアリングで一度固まったものであって、議事録等、要はそうなればいいんですけど、
2:35:22	議事録っていうか資料として固まっていればいいんですけど、今回見る限りはとても固まってるように読めないと。
2:35:29	だから会合の実績ってのは明確になってるからいいんですけど今まとめ資料の実績っていうのは、当時と今までは、取り扱いも含めて、
2:35:36	要は最近のまとめ資料の取り扱いってのは全然違いますので、そうするとまとめ紙資料のクオリティーとしての確認を受けていけば別ですけど、今とてもそれができてるとは思ってないので、そうするとそこは説明したことにはならないと。
2:35:51	いうふうに判断してもらえばいいと思います。
2:35:54	わかりました北海道竹田でございます力を理解いたしましたので、当社が自主的に変更したっていうワーディングを使うときには、そういった趣旨を踏まえて適切に記載を正したいと思います。
2:36:07	はい。私の方は以上です。どうぞ。
2:36:14	規制庁の長江ですちょっと

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:36:17	何ていうか見やすさっていう観点で、コメントで反映できればっていうことでお聞きください。13 ページ 14 ページのところに、
2:36:26	これ安全機能で
2:36:30	二つ目のなんつうかね
2:36:32	(3) の a ポツで放射性物質の貯蔵または閉じ込め機能に必要な機能の抽出ということで、これ安全、安全停止っていうか高温停止冷温停止。
2:36:44	と維持に加えてその放射性物質の貯蔵または閉じ込め機能っていうのが
2:36:52	審査基準に載っててそこに
2:36:55	該当スルー部分で、なんですけれどもここははっきり①から⑤まで機能が
2:37:02	重要度分、重要度分類審査指針ちょっとこれ正確に書いて欲しいんですけど、99 の安全委員会が作ったその
2:37:10	原子力発電設備の安全機能の重要度分類指針に係る審査指針っていう、そういう名称なんで、その成果、正確な名前をまず引用していただきたいということと、
2:37:22	ここ、ここは 10 分類審査指針から、①から⑤の機能を選んで、
2:37:29	次の 14 ページにその機能に属する系統を書いたって非常にはっきりしてるんで、そういう作りで、いいと思うんです。
2:37:40	それ、それよりももっと重要なのが、11 ページ 12 ページの先ほどの高温停止及び冷温停止で維持っていうところの中心のプロセスなんですけど、
2:37:54	11 ページの下の方に、
2:37:59	ちょっと、
2:38:00	(2) のポツのところの
2:38:04	四角で囲ってる、一つ目のポツに、設計基準対象施設のうち、重要度にし、云々、重量分類に基づきって書いてるんですけど、ここは重要度分類し、審査指針から、
2:38:17	下に書いてる、14 の安全機能をまず抽出したっていうこと、それと、
2:38:24	今度は 12 ページの方に移ってさっきの放射性物質の長とか閉じ込めの話と同じで、それ、機能ごとに、今度は系統設備、
2:38:35	系統機器に展開したっていうことなんですよね。だから、もし整理するとしたら、14 ページ c と同じように、
2:38:44	11 ページにある、14 の安全機能が左にあって、それに対して 12 ページに今ある、その機器、
2:38:52	系統機器っていうものが添バラバラバラ 2 個。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:38:57	各機能ごとにその機器として分けられて展開されるっていう方が、見やすいかなと思いますので、もし、お時間があれば、
2:39:08	他案件としていただきたいのと、
2:39:10	それから、注意事項として11ページのね、(2)のポツの二つ目のポツに、なお以下で、これらの機能に加えてということで下の14機能に加えて、
2:39:22	当該機能を喪失する。
2:39:25	と、ちょっと影響及ぼす機能っていうのが書かれてて、具体的には
2:39:30	安全議論10分の指針の14から、それはどれか、それに追加されたものがどれかってわかんないんですけど、おそらく差し引きされて、ちょっと細かい話になっちゃうんで、
2:39:41	その辺のところ書き方ちょっと工夫していただいて、そろえた方が、全体の整合性としては見やすいかなということでちょっとコメントだけしときます。
2:40:02	長長井です別にこれやってくれて言ってるわけじゃなくてその方が、野瀬
2:40:08	何ていうか、抽出とかプロセスとか最終的にやられたものが、どの機能に属するっていう対対としては、見やすいっていうそれだけのことで
2:40:20	北海道電力の向井仲野です。衛藤。
2:40:25	ちょっと、現在の、もうこちらの記載も改めて確認させていただいた上で可能な範囲で、修正等を実施したいと思います。
2:40:33	よろしくお願いします。
2:40:40	規制庁の尾野です資料の5ページでちょっと教えていただきたいんですけども、
2:40:46	この水素を内包する設備を当てて、水素の漏えいを防止するために換気開関係を行うことによって水素濃度が減少。
2:40:54	限界濃度以下となるように設計って書いてあって写真で、水素検知器がついてるんですけども、これ水素検知器っていうのは水素検知の検知してね。
2:41:06	燃焼限界濃度以下になるように機械換気を行うための判断としてこれをつけてるってことですかそれとも、
2:41:14	機械換気っていうのは常時行っていてそれでも水素濃度が上がってきちゃった時に検知するものっていうことですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:41:24	北海道、武田でございます。ですね、泊発電所の設計として、体積制御タンクとか気体廃棄物処理系というのが水槽内をする設備として上がってくるんですけど、
2:41:36	まずはその無漏えい設計ということで、溶接構造とベローズ弁で外に水素が出ない設計を採用するっていうことが1点。それでも万が一漏れた時を想定して、機械換気を行うっていう、
2:41:48	点が2点目にごさいますて、
2:41:50	それでも、水素濃度が一定程度上がる恐れのある場所については水素漏えい検知器を設定するという考えで設計してございます。
2:42:07	規制庁の尾野です。でごめんなさいそれでちょっとよくわからなかったのが、さっき、
2:42:13	まとめ資料の比較表じゃない方ですと、
2:42:17	僕あのなんか蓄電池室か何かには、換気設備とかは出てきたんですけど何かこの水素検知器とかって言葉は何も出てこないんですけども、何かどっか書いてあったりするんですか。
2:42:34	そうですすみません何かぱっと見開いにて開いた時にさっき 84 の 48 ページか、
2:42:40	まとめ資料で蓄電池室とかっていうのがあって、ここだと何か間、
2:42:45	キーワなんか設備とかは、
2:42:49	出ていたんだけどもそっか、これが中央制御室に警報を発報する設計とするというそのための設備が、これ、検知器ってことですか。
2:43:13	24-48 ページ。
2:43:18	まとめ資料の方です。社長。八条のごめんなさい 48 ページ。
2:43:26	3 ポツに該当するのが、この
2:43:31	写真の水素検知器っていうことですか。
2:43:41	北海道だけでございます。作用でございます蓄電池、蓄電池室に設置してます水素、ちょっと写真が小さくて申し訳ございません。水素濃度検知器を設置しているということでございます。わかりました。その下、
2:43:55	常時動いてる換気設備っていうのは、写真の右側の上についているこのグレーチングみたいなようなやつってことですか。
2:44:10	治療の。
2:44:12	北海道竹田でございます。5 ページの、ちょっとすごく小さくて見づらくて申し訳ないんですけども、感知器の右上に、
2:44:20	ついているのが、給排気のダクトの取り出し、
2:44:25	やはりちょっと吸気か斉木かちょっと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:44:28	どっちか吸気だと思うんだよ。そういったダクトが写真ちょっとだけ写ってるっていう状況でございます。規制庁の尾野です。承知しました。ありがとうございます。
2:44:46	他パワーポイントについてコメントありますか。
2:45:01	葛西さんの高橋です。では、4ページをお願いします。
2:45:07	火災区域でちょっともう1回確認なんですけども、火災区域は一つであるという話は聞いてたんですが、建物全部で一つ。それとフロアフロアで一つ。
2:45:19	どちらになりますか、建物全体でしょうか。
2:45:23	北海道電力の向井仲野です。前者の建物全部で一つの火災区域となっております。
2:45:31	仮設の高橋ですわかりました。それで4ページの火災区域の設定の仕方で耐火兵器に囲まれ、他の区域と分離されている区域を次の機能を有する構築物系統及び機器の配置も考慮し設定で矢羽根二つ。
2:45:48	これらを考慮して設定しましたっていうと、その全体陸間というよりは、
2:45:54	ピンポイントで最小単位で、
2:45:57	複数設定されたのかなというふうに見えるんですけどもでも実際は全部なんですと。
2:46:03	てなるとちょっとこの説明と、ちょっと私の読み方が、おかしいんでしょうかね。
2:46:10	どちらかというと、
2:46:12	考慮もしたが、それらにかかわらず全体を一つとしたが、正しいのかなと。
2:46:18	考慮して設定したのであれば、
2:46:20	全体が1じゃなくて、もっと配置。
2:46:23	ごとにこう設定されるんじゃないかなというふうに、
2:46:26	読めるんですけども、いかがでしょうかね。
2:46:34	北海道電力の向仲です。
2:46:36	そうですね
2:46:40	原子炉の高温停止、低温停止に必要な機器ですとか、放射性物質の貯蔵閉じ込め機能を、
2:46:48	有している、構築物系統とか機器、
2:46:52	の設置の配置を考慮した上で、
2:46:56	建物全体を対火災区域に設定しております、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:47:10	節水器を
2:48:03	定期性活動だと思ふんや、読んでるとちょっとまたこれ、建物全体で火災区域じゃない、それがこれだけ読むと何かちょっと誤解を招く表現なってる気がするね。
2:48:24	泊発電所の多田です。よろしいでしょうか。
2:48:29	お願いします。
2:48:31	本記載ですけども、こちらに最初、参考で図面つけてますけども、これ、
2:48:37	原子炉補助建屋原子炉建屋、ディーゼル発電機建屋を一つにとっておりますが、
2:48:43	これ飛び地です、循環水建屋だとか、安全停止が、
2:48:49	ある、設定されている、個別に区域を設定してるところもありますので、こういう記載で適切かと思っております。
2:49:08	ちょっと私の方で言う、これさ、
2:49:12	4 ページ、これ本当に一つの火災区域だけってということなんですよ。
2:49:17	これ黄色い点線火災区域ですよ。
2:49:20	原子炉建屋で一つでね、補助建屋で一つで、
2:49:25	ディーゼル慙愧全機建屋で一つの火災区域にしてない。
2:49:29	違いましたっけ。
2:49:34	北海道電力の向井仲野です。
2:49:37	刀禰弊社の火災区域としては、あくまで原子炉建屋原子炉補助建屋ディーゼル発電機建屋、
2:49:44	三つ合わせまして一つの火災区域としてございます。
2:50:16	火災対策室の齋藤ですちょっと本当かどうかはともかくとして、
2:50:23	この前もお話しましたけれども、火災区域の、
2:50:28	定義って、もともと耐火へきによって囲まれて、他の区域と分離される建屋内の空区がこういうふうになってるんで、
2:50:38	基本的な考え方としては、建屋内の、
2:50:44	区域を言ってるんであれば最大は建屋全体になると思ってるんですけども、私の認識違いますかね。
2:50:54	北海道竹田でございます。ですね、例えば原子、北海道電力PWRもとも、ちょっと今確認してる最中ですけど同様かと思ふんですけども、原子炉建屋と原子炉補助建屋の間っていうところに、
2:51:07	常時開放されてて、その扉が設置していないような設計になっていて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:51:13	基本的にはその行き来が往来が管理区域なりできるような設計にしているところがございまして、原子炉建屋と原子炉補助立岩、一体の火災区域という設定等をしてございます。
2:51:28	火災対策室の齊藤です。それっていうのは基本的には、火災防護上は、その二つの建屋じゃなくてそれが一つの建屋だと。
2:51:38	ということになると思ってるんですけども、
2:51:40	要は管理の区分管理の便宜上で、二つの建屋というふうに言ってるのかもかもしれませんけれども、
2:51:48	火災防護の世界では二つの縦、二つの建屋と北海道電力がおっしゃってるものは、
2:51:54	火災防護上は一つの建屋としてみなして対応しているというふうにとらえているんですけどもそ、
2:52:00	そうじゃないんですか。
2:52:04	火災防護の概念としては一つの建屋とみなしているということだと思います。
2:52:12	と火災対策室の齋藤です
2:52:15	あそこはよくよく確認してくださいね基本的には定義の話等、
2:52:21	それから一、実際に火災防護の話と放射線防護の話で基本的には違ってると思ってるんで、それ、それがきちっと、もともとのその火災防護の出発点っていうのは、
2:52:34	今高橋、当時の高橋からも、ご質問させていただいてる通り火災区域の取り方と火災区画の取り方が、
2:52:42	あつてのその他の3方策独立した3方策になってますんで、火災区域のとり方とかについてはどういう考え方だっていうのは、すみませんが、今一度確認して
2:52:55	明確に説明できるように、お願いいたします。
2:53:00	衛藤電力竹林承知いたしました。
2:53:03	8条の11 ページちょっと見てもらってこれちょっと、
2:53:07	私の勘違いだったら申しわけないけど、8条の11の(1)で書いてある。
2:53:17	原子炉建屋原子炉補助建屋循環水ポンプだってディーゼル発電機建屋固体廃棄物貯蔵建屋は、
2:53:24	例えば医療室の火災区域は、
2:53:27	対経費に囲まれたの区域で購入されてる区域ってこれを読めば、建屋ごとに分けてんじゃないんですってこれ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:53:49	わかりました特にこれちょっと今後も確認しなきゃいけないので、ただこれ記載はこうなってるけどさっき言われたように先行の
2:53:58	Pとかそういうのは同様の記載の方、やり方で、
2:54:03	その区域の図だけで、整理してるのかどうかよくわかりませんが、
2:54:09	そういうふうになってるのか、ここの部分についてはこの記載自体は私としては建屋ごとに区域を作っているという認識でずっといたので、
2:54:20	ちょっとさっきの説明等、そこがあるなと思ったので、よく確認してください。以上です。
2:54:29	北海道竹田でございますまず事実関係確認いたしまして、あと先行電力さんの、こちらの本文の記載と9区域設定、考え方、
2:54:41	弊社の考え方、区画設定、一致してるかどうか、踏まえて、表現と説明が適切にできるようにして参りたいと思います。
2:54:55	笠井さんの高橋です。では続いて笠井区架空の火災区域を系統分離等、機器の配置状況に応じて分割して設定で、
2:55:05	系統分離等の等、
2:55:08	とは何かということ、あと機器とは何かということをちょっと説明お願いします。
2:55:28	北海道電力の向井仲野です。こちらですね火災区域は系統分離ですか、あと消火設備の設置状況、
2:55:37	がこの頭の中に入れてございまして、
2:55:40	であって機器の配置状況に応じて、分割して火災区画を設定してございます。
2:55:49	切って、何々、
2:55:54	あと北海道電力の向井中野です。こちらの基地と申しますのは、
2:56:00	原子炉の高温停止低温停止を達成するために技術が必要な機能と、あと放射性物質貯蔵閉じ込め機能を有する機器のことを指してございます。
2:56:14	葛西さんの高橋です。では上の矢羽根二つの危機という認識でよろしかったですね。
2:56:20	北海道電力の向仲野ですはい。ご認識の通りで結構で大丈夫です。
2:56:25	はい。葛西さんの高橋です。こちらの今添付されてる図面を見ますと、全部が火災区域で、その中にある施設内ですね。
2:56:36	すべて何かしらの火災区画になってるかのように見えるんですけども、
2:56:42	いやもしかして逆に実は同な通常で、ここは火災区画になってないよっていうところがあるのかそれともいや、全部。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:56:50	何かしらの火災区画になってるっていうふうに読めばよろしいでしょうか。
2:56:57	北海道電力の向中野です。こちら区域内はすべて何らかの区画で分割してございます。ですのでドーナツ状のように、
2:57:07	久井君と、
2:57:10	のような部分はこちらは弊社としてはございません。
2:57:18	いい形の高橋ですわかりました。
2:57:21	では
2:57:24	すべての部屋が
2:57:26	部屋によってはその安全低COの機能を有する構築物等がない部屋もあるけども、消火設備、
2:57:35	等の関係で、区画設定されてるということでよろしいですか。
2:57:44	北海道電力の向仲野です。ご認識の通りでして、消火設備の配置状況によりまして区画、
2:57:53	を設定してございます。
2:58:04	はい。笠井さんの高橋です。わかりました。
2:58:07	そうですね。火災区画くうを設定する理由なんですけども、基本的には系統分離です。
2:58:17	一つの部屋の中に、
2:58:19	と違う部屋に、
2:58:21	系統の異なるケーブルが入ってればそれだけで分離されてるんですけども、施設によっては、同じ部屋の中に、
2:58:29	二つ入ってしまってる。
2:58:31	それを、
2:58:32	じゃあその一つの、それを一つの火災区画区域としてみてそれを部屋の中で分けましょう、それが火災区画なんです火災区画。
2:58:41	A2、一つ目の系統、B2、
2:58:45	もう一つの系統、それを距離だの、耐火兵器等で分けて守りましょう、それで、細分化して守りましょうなんですけども、
2:58:53	消火設備で分けるっていう、
2:58:56	考えてすいません。どちらから出てきてる話ですかね。
2:59:04	消火設備で設定する火災区画を設定するっていう、
2:59:10	話って、何か以前出てた話ですか。
2:59:40	北海道電力の向井仲野です。衛藤。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:59:43	先ほど申しあげました通り、系統分離ですとか消火設備の設置状況踏まえて、火災区画設定してるんですけども、
2:59:54	ちょっと記載、
2:59:56	ほかにないですけど、違うじゃない。まず区画を設定するときに系統分離とかそういうの含めて、区画を設定してその上で適切な消火設備を、
3:00:06	設置してるっていうのは形じゃないの、基本的にはそうです。
3:00:10	北海道竹田でございます。基本的にそのようなことでございます。ただその実際に系統分離を発電所の中で行おうとしたときに、違ったら教えてください。
3:00:20	3時間以上だとか、6メートル、
3:00:24	離隔だとかを、系統分離することができる場所は、やるんですけども、北海道電力としてはまず全域消火をとって、その中で系統が異なる系統があるものについては1時間耐火をするという方針で作ってきた。
3:00:41	ので、まずは、1時間耐火でいきましょうというところを、主要な建屋に対して適用していくというところをまず、全域消火、
3:00:51	を取りましょうということ、
3:00:54	考えて、設計してきていると理解しています。
3:01:16	はい。葛西さんの高橋です。要するにですね安全機能を有する構築物等がない火災区画を設定する意味がちょっとあまりちょっとわからなくてですね。
3:01:31	火災防護審査基準では建物内すべて火災区域内すべてを防護区画とすることまでは求めてはいないんです。
3:01:42	何、要するにそういったものが何もない部屋もう火災工夫になってて、それを設定する意味がちょっとよくわからなくてですねそのために確認させていただきました。
3:02:12	葛西さんの高瀬ちょっとで話を換えさせていただきます。26ページお願いします。
3:02:25	こちらで煙検知器という言葉が出てくるんですが、
3:02:30	煙感知器とか煙検知器の言葉の定義ってどこかでされてましたかね。
3:02:39	北海道竹田でございます
3:02:43	フェノールの不正の話から一連始まったかと理解してございますので、今ちょっと救急場的に日本語検知器感知器使い分けたところがございますので、
3:02:53	なにがしカーのところではそれらの定義を適正に置いた上で、記載がわかるようにして参りたいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:03:03	葛西清高橋ですよろしくお願いします。
3:03:07	続きまして 31 ページ。
3:03:15	お願いします。31 ページで、アナログ式の屋外使用の熱感知カメラ、これのアナログ式、
3:03:25	とは何かということと、あと同じように非アナログ式の屋外使用の炎検知器の、こちらの非アナログ式というのは一体どのような、
3:03:36	意味で使われていらっしゃるんですか。
3:03:47	と。
3:03:48	北海道電力の向井仲野です。アナログ式とは、衛藤。
3:03:54	こちらの場合ですと、熱感知カメラですので、温度の状況を監視できるものとしてある式と記載しております。
3:04:06	ぜひ、続きまして炎検知器につきましては、こちらは
3:04:14	炎の
3:04:15	その大きさですとかそういったものは、定量的には監視できるものではないので、そういった意味で非アナログ式と記載させていただきます。
3:04:30	北海道竹田ですと補足しますアナログというのはその温度が連続的に指示で確認できるという意味ではアナログで数値がわかるということで、この感知器についてはオンかオフしかございませんので、そういう意味で非アナログと記載させていただきました。
3:04:50	はい、わかりました。
3:04:58	それであと、アナログ式とフィーダーのアナログ式の定義を今後、
3:05:03	していくっていうことでしたっけ。
3:05:05	はい、わかりました。
3:05:06	以上です。
3:05:14	はい、他コメントよろしいでしょうか。
3:05:18	はい。今日 1 日を通じても、何か、
3:05:23	コメント等ある方いらっしゃいませんか。はい。
3:05:27	では事業者側から何か。
3:05:30	コメント等ありますでしょうか。
3:05:34	北電からですけれども、今日提出パワポですけれども、少しちょっとやっぱり見直しかけてる部分ありますので、まとめ資料等については、誤記とかもしあればそこだけはちょっと修正させていただくかもしれませんが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:05:49	ちょっとパワプロ方を少し手入れることになると思いますけれどもよろしいでしょうか。
3:06:02	規制庁大塚です。パワーポイントについては今日初めて、
3:06:06	確認しましたので、手を入れていただいて構いませんので、はい。
3:06:11	すいません
3:06:12	マップにつきましては少し我々の方で修正させていただこうと思います。
3:06:17	あとその過誤ないですね、発電所が何かあるか。
3:06:24	いや、
3:06:25	聖書は特にございません。
3:06:30	ちょっと見てくださいね。
3:06:37	いいですか。
3:06:39	以上です。有馬専門部長。
3:06:44	はい、規制庁大塚ですそれでは本日のヒアリングはこれで終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。